

第2期
菊池市子ども・子育て支援事業計画
令和2年度～令和6年度

令和2年3月
熊本県 菊池市

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の法的根拠と位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
5. 策定体制	3
6. 本市におけるSDGs達成に関する位置づけ	4
第 2 章 菊池市の子ども・子育てに関する現状と課題	5
1. 少子化の動向	5
2. 世帯の状況	10
3. 女性の就労の状況	12
4. ニーズ調査結果の概要	13
第 3 章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	26
1. 基本理念	26
2. 基本目標	26
3. 施策の体系（体系図）	27
第 4 章 子どもと保護者に向けた菊池市の取組	28
基本目標 1 みんなで子育てを支えあう体制づくり	28
基本目標 2 安心して子どもを産み育てる環境づくり	30
基本目標 3 のびのびと子どもが育つ環境づくり	34
基本目標 4 子育て家族が暮らしたいまちづくり	38
基本目標 5 家族で子育てできる仕事と生活環境づくり	42
基本目標 6 子どもを危険から守るまちづくり	44
基本目標 7 きめ細やかな支援体制づくり	46

第5章 子ども・子育て支援サービスの提供 49

1. 教育・保育提供区域の設定..... 49
2. 教育・保育の提供体制の確保..... 50
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実..... 55
4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実..... 66
5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進..... 68
6. 新・放課後子ども総合プランに基づく取組み..... 70

第6章 子どもの貧困に関する取り組み 71

1. 子どもの貧困に関する現状と課題..... 71
2. 取り組みの方向性..... 80
3. 取り組みの内容..... 82

第7章 計画の推進体制 89

1. 家庭・地域・事業者・行政の役割..... 89
2. 関係機関等との連携..... 89

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

近年、人口減少や少子高齢化による家族形態の変化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子育ての不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。安心して子どもを産み、育てることのできる社会実現は、地域や社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つだと考えられます。

国では、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。さらに、平成 24 年には子ども・子育ての分野で、「子ども・子育て支援法」(以下「法」という。)をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、この子ども子育て関連 3 法に基づく新たな支援や仕組みとして、「子ども・子育て新制度」が平成 27 年に始まり、各市町村は「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

菊池市においても、「菊池市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものとして、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育と保護者に対しても子育て支援の総合的な提供を行ってきました。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など子育て世帯を取り巻く環境もめまぐるしく変化していく中で、「子どもを産み、育てたい」「子育てが楽しい、安心して子育てができる」というように、菊池市の子どもとその親が安心して住み続けることができるように子育て支援を行う必要があります。

こうした社会状況の流れや本市の特徴を十分踏まえ、子育て環境のさらなる向上に向けて、「子どもに関する総合的な計画」として、第 2 期菊池市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

【「子ども・子育て関連 3 法」の概要】

子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための処置を講ずる。
認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。
子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連法律の改正を実施する。

2. 計画の法的根拠と位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

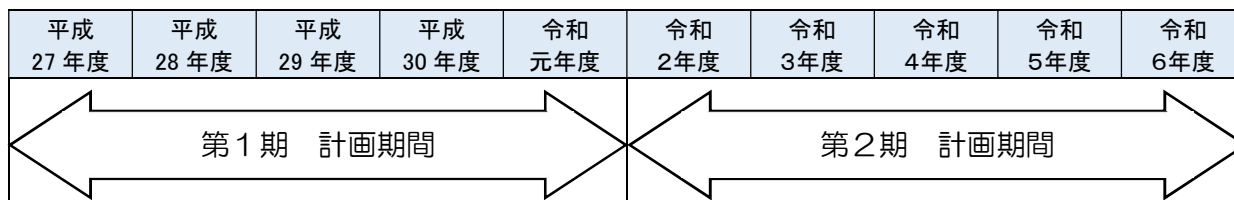
また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」の内容を一部引き継いだものです。

加えて、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づいて、本市の状況に応じた子どもの貧困対策の取組に関する計画とします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「子ども・子育て支援事業計画」や、市の上位計画である「菊池市総合計画」、及び市の各種関連計画である「菊池市障がい者計画」、「菊池市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「きくち健康プラン（菊池市健康増進計画・食育推進計画）」、「菊池市男女共同参画計画」等との整合性を図っています。

3. 計画の期間

本計画は、計画期間を令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。また、目標の達成状況进行评估し、中間年度である令和 4 年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。



4. 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

5. 策定体制

(1) 菊池市子ども・子育て会議

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づいて、児童福祉関係者や子どもの保護者の代表を中心に構成した「菊池市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

(3) 庁内策定体制

菊池市子ども・子育て会議に提示する計画素案及びその他の資料を作成するために、子育て支援課を中心とする事務局を設置するとともに、庁内関係各課の代表者で構成される作業部会において、本計画の施策内容について具体的な検討を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

6. 本市におけるSDGs達成に関する位置づけ

「SDGs」は、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市においても、SDGs達成に向けて、様々な取組みを進めています。

本計画の内容については、SDGsの17のゴールのうち、下記のゴールに繋がるものです。本市におけるSDGsの達成に向けて、本計画の取組みを推進します。

【本計画の内容が繋がるSDGsのゴール】



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17. パートナリシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 菊池市の子ども・子育てに関する現状と課題

1. 少子化の動向

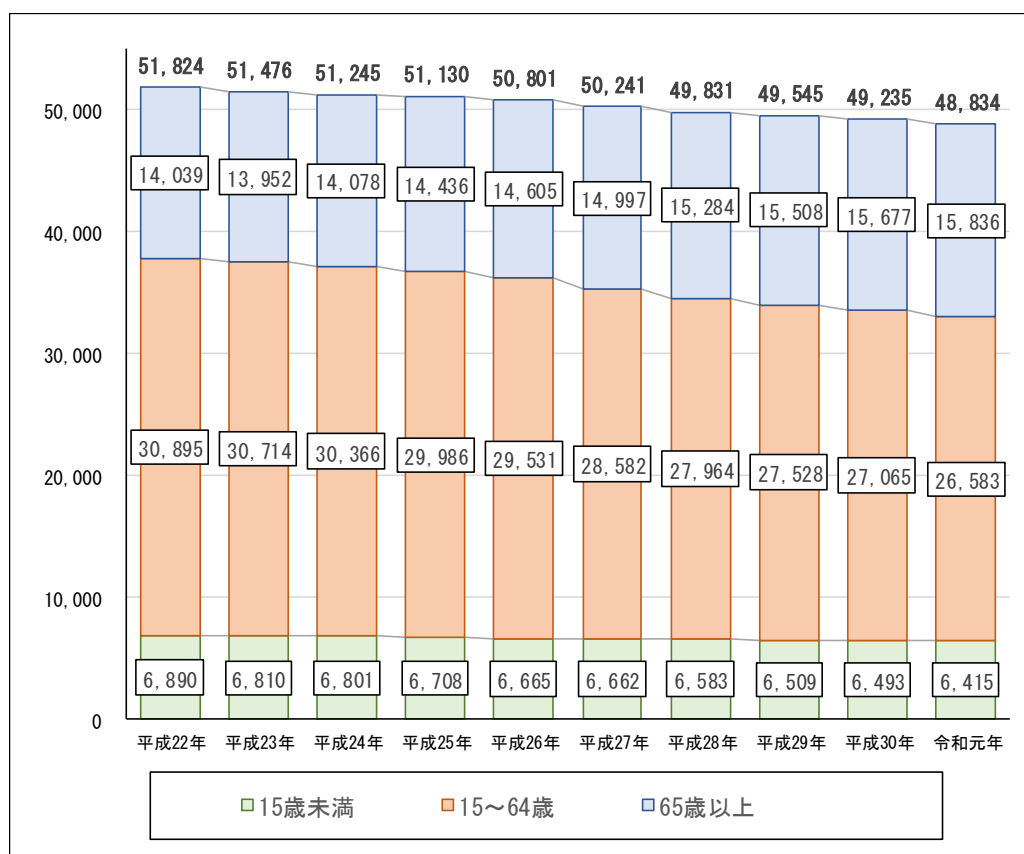
(1) 人口の推移

全国的な人口減少・少子高齢化の潮流の中、本市においても同様の傾向が見られます。平成22年の総人口が51,824人であったのに対して、令和元年では48,834人に減少しています。

年齢3区分別で見ると、65歳以上の人口は増加傾向にあり、15歳未満の人口については、減少傾向にあります。

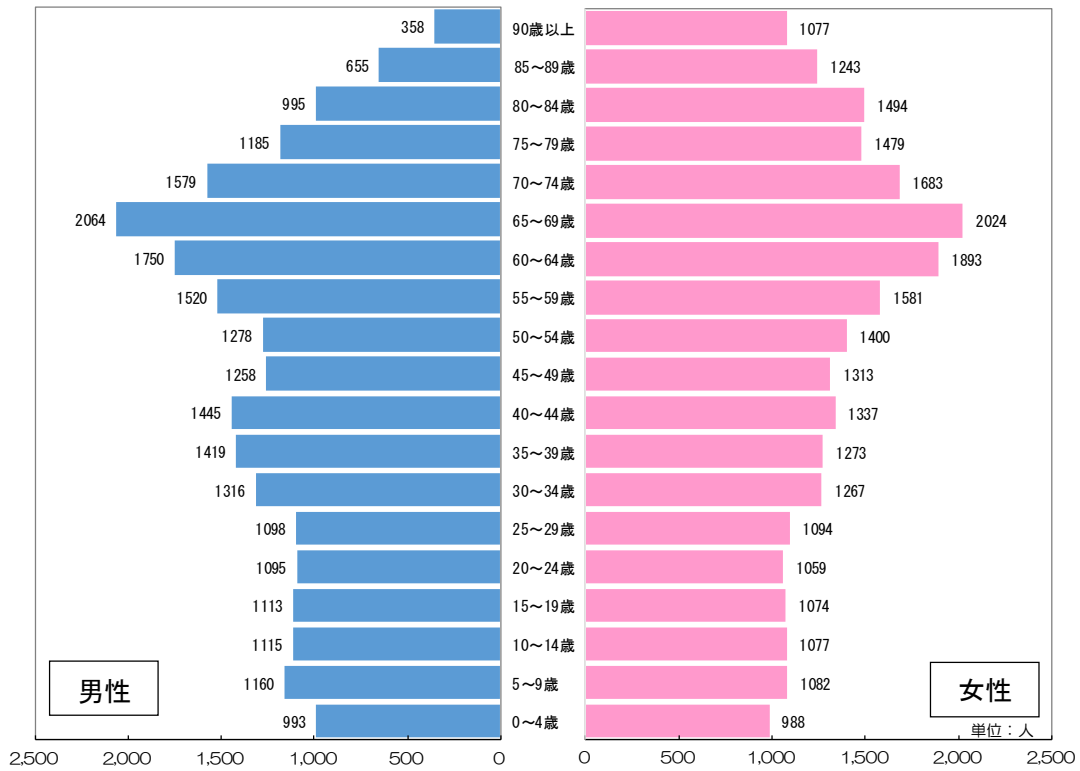
令和元年の年齢5歳階級・男女別人口（人口ピラミッド）を見ると、男女ともに65～69歳の層が最も多くなっており、20代以下の人口が少なくなっています。

【総人口・年齢3区分別人口】



※住民基本台帳（各年4月1日現在）

【人口ピラミッド（令和元年）】



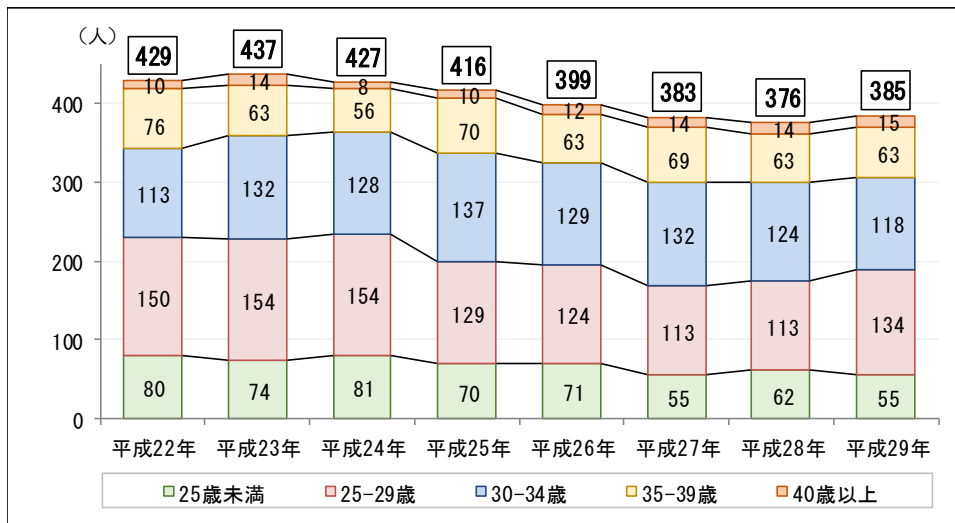
※住民基本台帳

(2) 出生数の推移

母親年齢と出生数の関係では、平成22年と平成29年を比較すると、「30～34歳」と「40歳以上」の層が増加しており、それ以外の年齢層は減少しています。

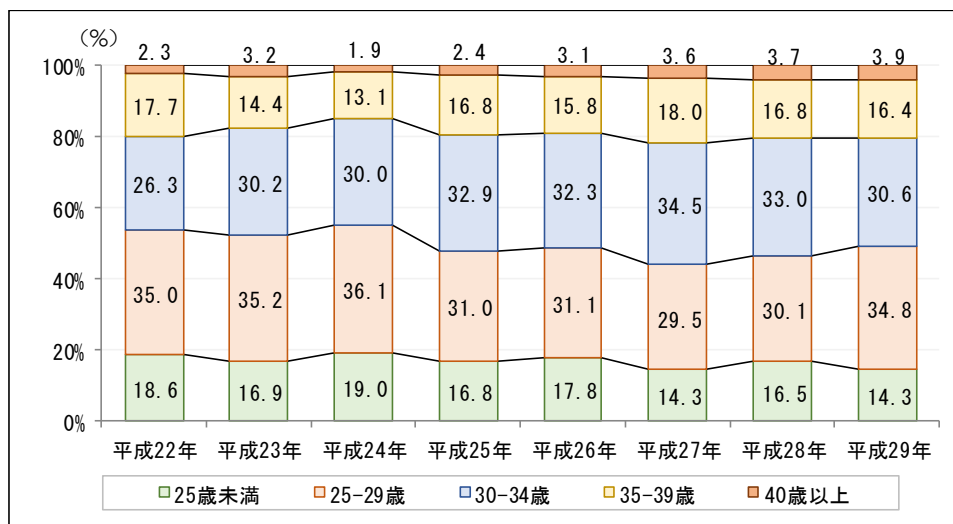
また、母親年齢と出生割合の関係では、平成22年から平成29年の推移をみると、「30～34歳」の層が増加傾向にあり、「25歳未満」の層が減少傾向にあります。

【母親年齢と出生数】



※人口動態調査

【母親年齢と出生割合】



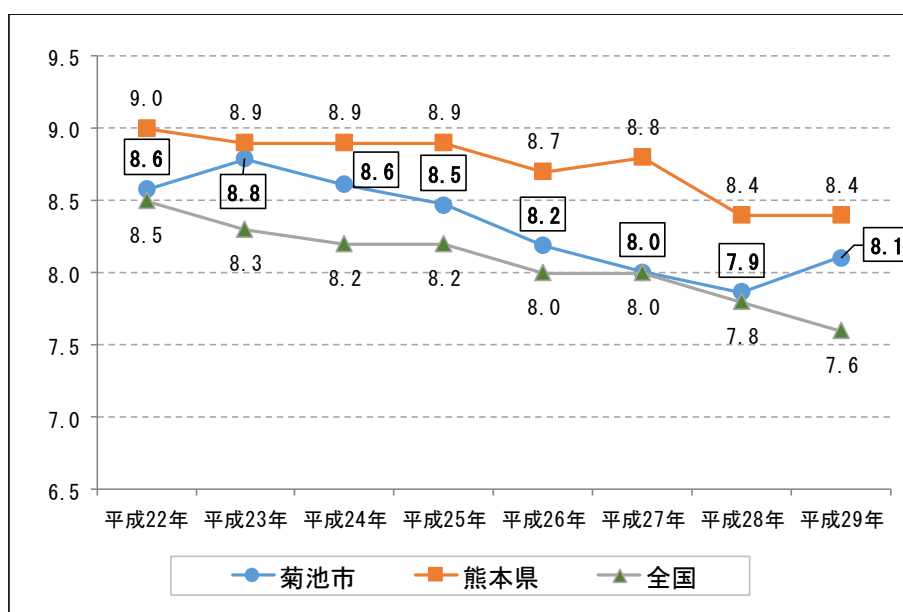
※人口動態調査

(3) 出生率の推移

出生率は緩やかな減少傾向にあります。国及び県と比較すると、国よりも概ね高い傾向にあります。県よりも低く推移しています。

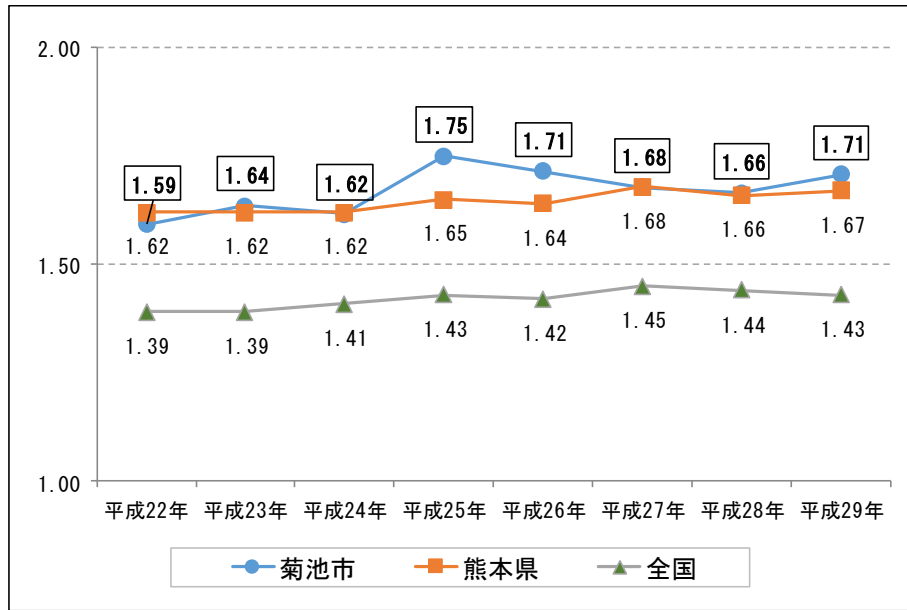
一方、合計特殊出生率については、県とほぼ変わらない値で推移していますが、若干の増加傾向にあります。

【出生率（人口千人当たり）】



※人口動態調査

【合計特殊出生率】



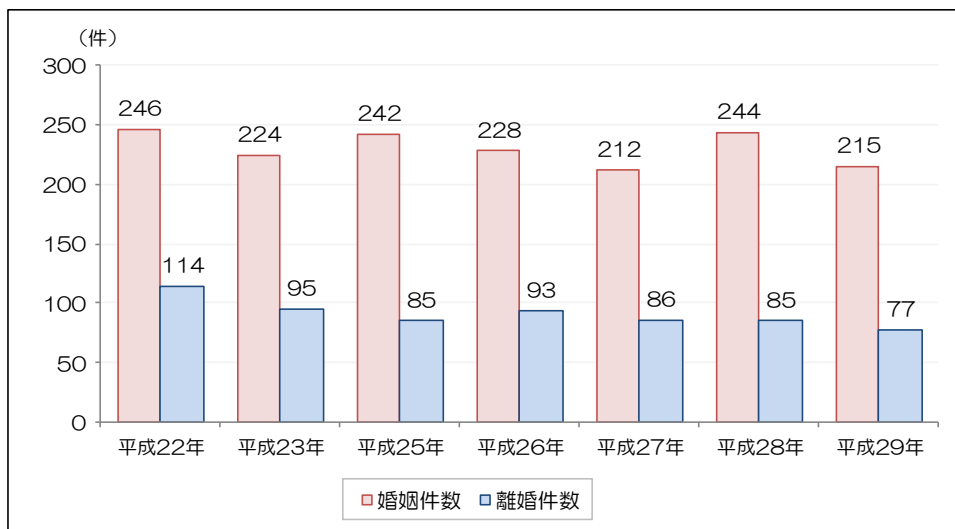
※人口動態調査（国・県）及び独自試算

（４）婚姻・離婚の状況

婚姻数・離婚数ともに、緩やかな減少傾向にあります。平成29年の婚姻件数は215件、離婚件数は77件となっています。

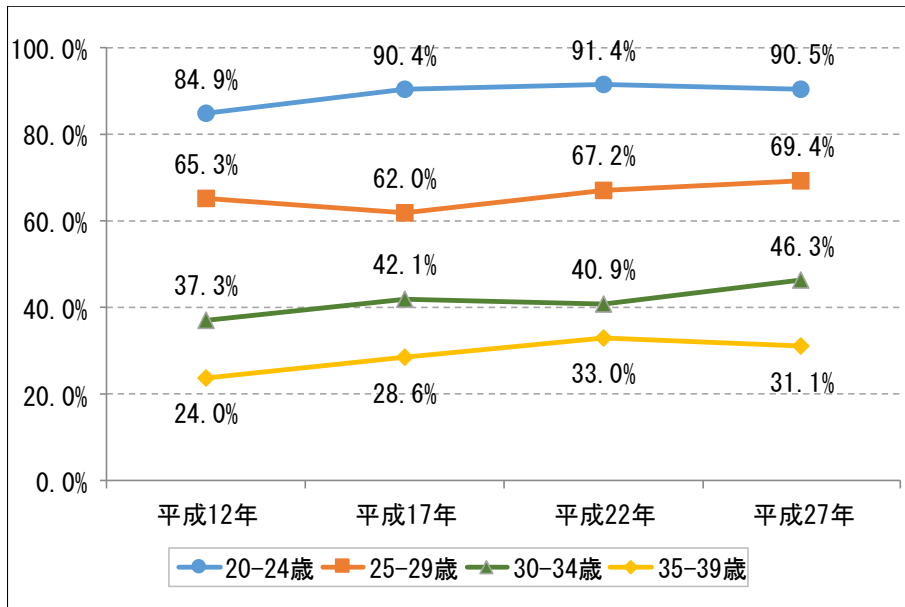
また、年代別の未婚率では、男女ともに全年代において上昇傾向にあります。特に、男女ともに30代の上昇率が他の年代よりも高く、晩婚化の流れとなっていることが分かります。

【婚姻件数・離婚件数】



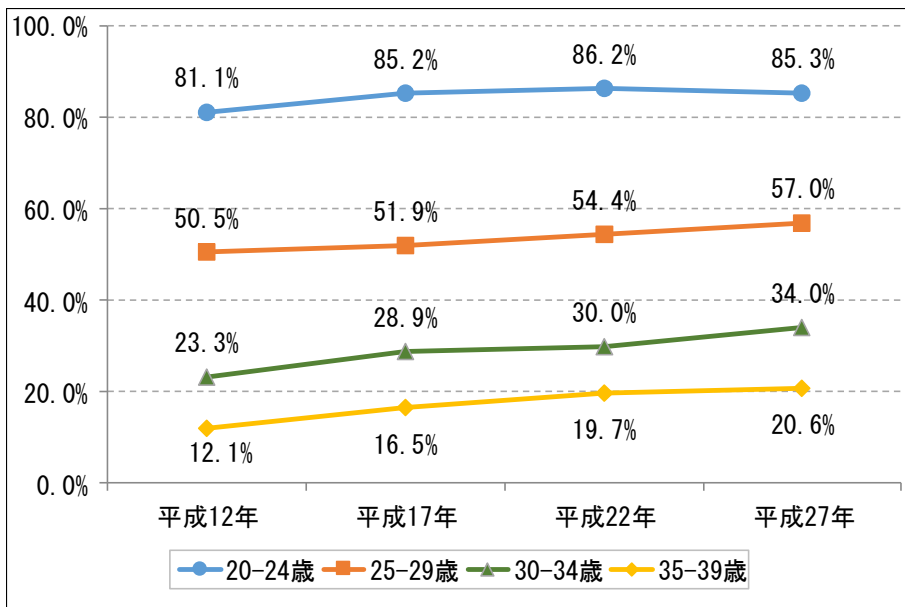
※人口動態調査

【年代別未婚率 男性】



※国勢調査

【年代別未婚率 女性】



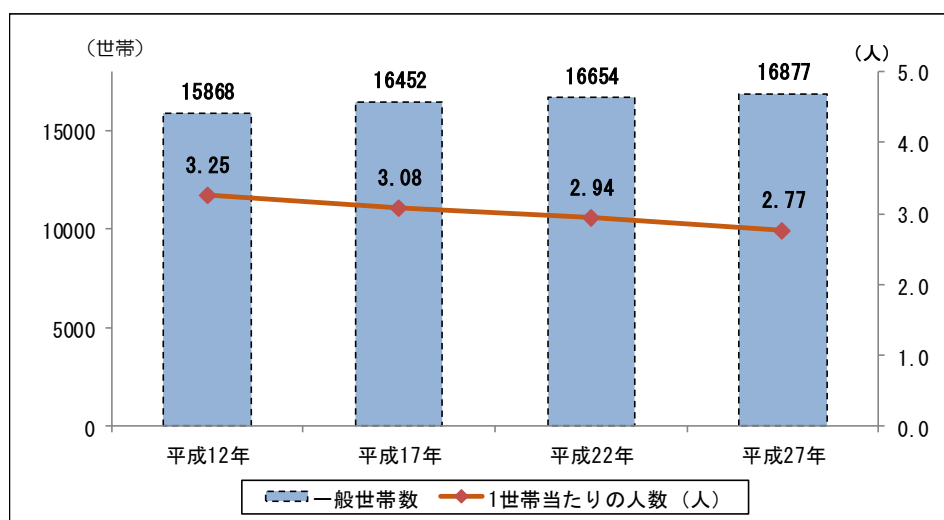
※国勢調査

2. 世帯の状況

(1) 世帯数

核家族化の進行により、世帯数は増加傾向にあります。1世帯当たりの人員数は減少傾向にあります。

【世帯数・1世帯当たりの人数】

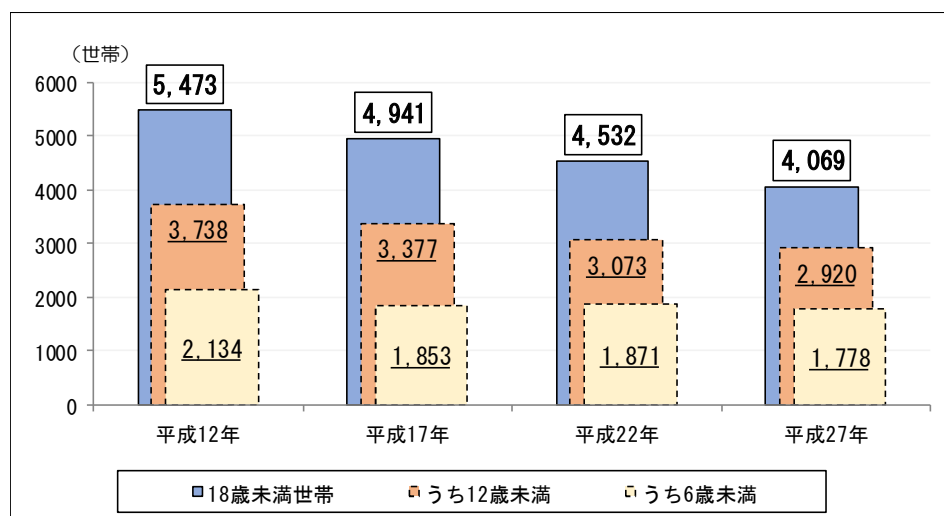


※国勢調査

(2) 子どものいる世帯

18歳未満の子どものいる世帯は減少傾向にあります。平成12年と平成27年を比較すると全体で1,404世帯減少しており、12歳未満の子どものいる世帯は818世帯、6歳未満の子どものいる世帯は356世帯減少しています。

【子どものいる世帯】

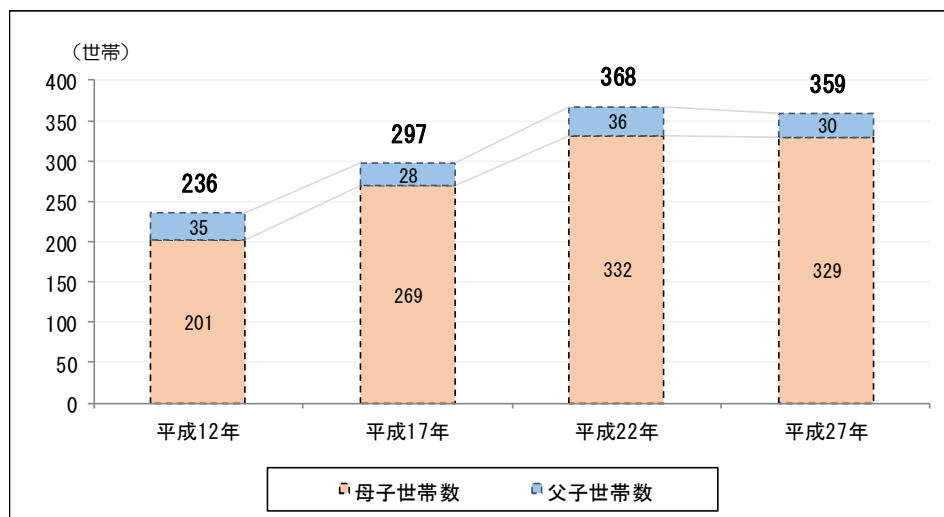


※国勢調査

(3) ひとり親世帯

ひとり親世帯数は増加傾向にあり、母子・父子世帯は平成 27 年で 359 世帯となっています。特に、母子世帯の増加が大きくなっています。

【母子世帯数・父子世帯数】



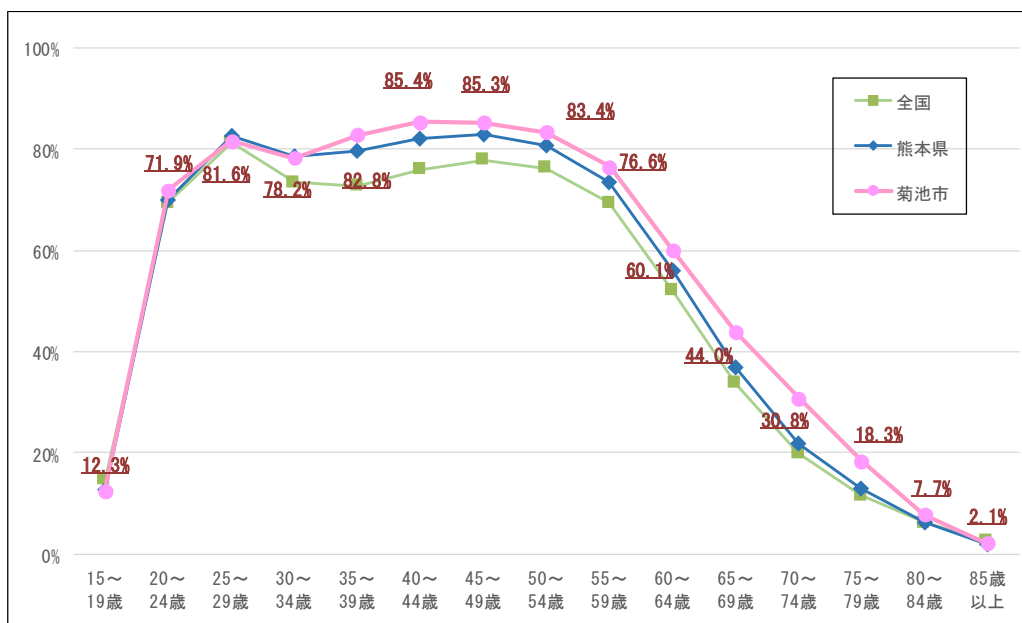
※国勢調査

3. 女性の就労の状況

菊池市の子育て世代の女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）では、子育て世代（20代～30代）の労働力率は国を上回っています。また、30～34歳の区分でM字カーブに窪みが見られます。

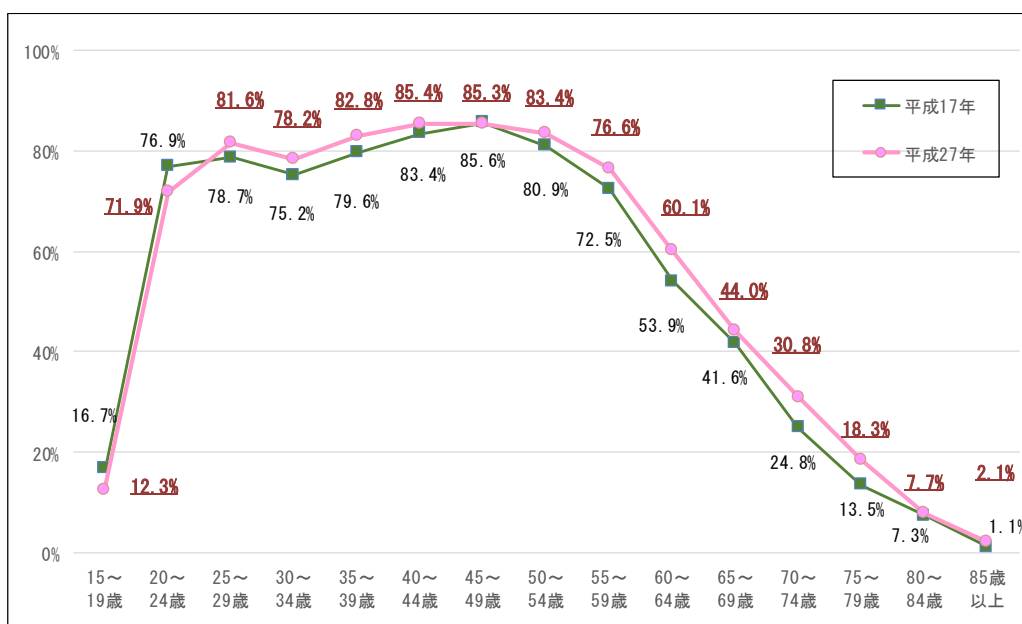
平成17年と平成27年を比較すると、ほとんどの年齢層で上昇しており、就労を希望する女性が増加している様子がうかがえます。今後も女性の就労を支援できるように、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの展開が必要となっています。

【女性の年齢階級別労働力率（全国、熊本県比較）】



※国勢調査

【女性の年齢階級別労働力率（平成17年、平成27年比較）】



※国勢調査

4. ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）に基づき平成27年3月に策定した「菊池市 子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が、令和元年に終了することに伴い、新たに「第2期 菊池市 子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等のニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境等を調査・分析し、計画策定における基礎資料とすることを目的としています。

(2) 調査の実施要領

調査時期	平成31年1月			
調査対象者	菊池市在住の未就学児・就学児の保護者			
調査方法	未就学児：幼稚園・保育園等を通じた配布、郵送による回収。 幼稚園・保育園等を利用していない方については、郵送による配布・回収。 就学児：郵送による配布・回収。			
配布数		1,914件		1,225件
有効回収数	未就学児	896件	就学児	502件
有効回答率		46.8%		41.0%

■集計にあたっての注意点

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- グラフ中の回答割合について、グラフが複雑になる場合は省略している場合があります。
- グラフ中の「n=〇〇」は、その設問の回答者の数（母数）であり、回答率の分母となっています。

(3) 調査結果からみる現状と課題

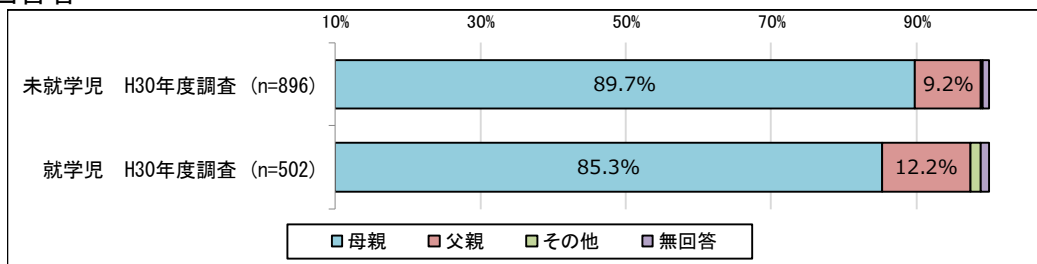
1 調査対象家族の特徴

調査対象者は、0歳から就学児までの子育てを行っている保護者で、具体的な回答者の多くが母親であり、未就学児の保護者では89.7%、就学児の保護者では85.3%となっています。

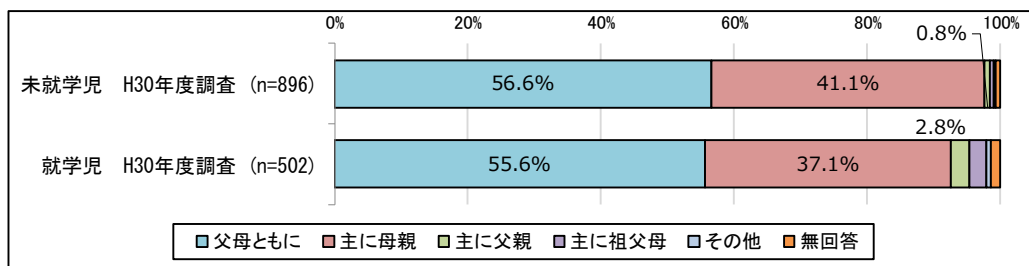
よって、本調査の結果は、主に「母親」の立場から見た子どもの生活状況や子育てに関する意識として考察することが妥当と考えられます。

子育てを主に行っているのは、「父母ともに」行っている家庭が最も高く、未就学児の保護者では56.6%、就学児の保護者では55.6%となっています。

■回答者



■子育ての主な担い手



2 子どもの育ちをめぐる環境

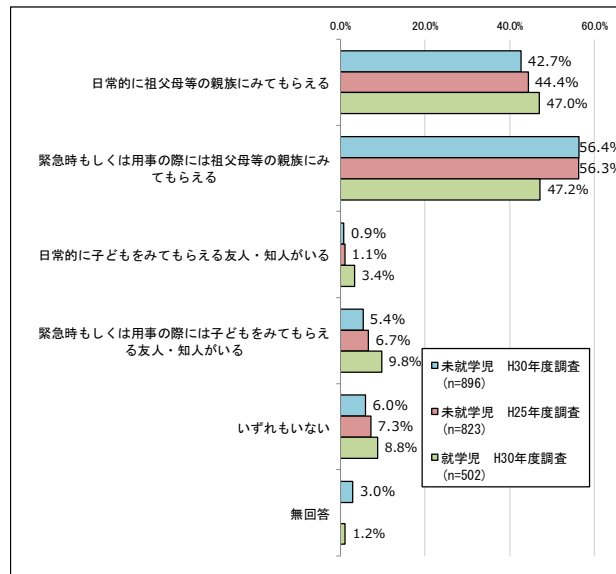
「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は、未就学児の保護者で42.7%、就学児の保護者で47.0%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は未就学児の保護者で56.4%、就学児の保護者で47.2%となっていることから、おおむね半数程度の方は、日常的にあるいは緊急時に子育ての支援が可能な親族が身近にいると考えられます。一方、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」家庭は未就学児の保護者で0.9%、就学児の保護者で3.4%となり、1割以下となっています。

反面、支援が身近に「いずれもない」比率は未就学児では6.0%、就学児の保護者では8.8%あります。このような、身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する一時預かりなどの支援や、ファミリーサポートセンターについての周知を高めるとともに、サービスを利用しやすい体制を図る必要があります。

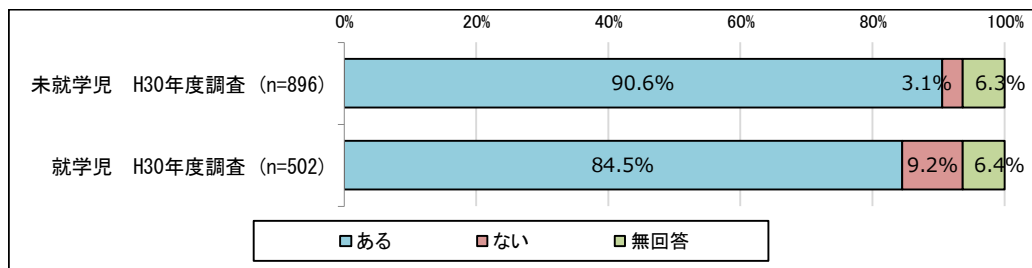
子育てをする上で、気軽に相談できる相手を複数回答で聞いたところ、「祖父母等の親族」と「友人や知人」の割合が高くなっていることから、複数の相談先をもっている保護者が多数であることがうかがえます。一方、気軽に相談できる人や場所がない人は、未就学児の保護者で3.1%、就学児の保護者で9.2%となっています。また、「保育園・幼稚園・認定こども園」に相談している人は約半数いる一方、「保健所」「菊池市の子育て関連担当窓口」に相談している回答は少なくなっています。「保育園・幼稚園・認定こども園」は保護者の身近な相談窓口となっており、今後は市の子育て関連担当窓口との連携がますます重要になってくると考えます。

子どもの成長段階や家族構成によって、悩みも変わってくるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談の窓口について周知を拡大していくことが必要であり、気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために、令和元年度に整備した「子育て世代包括支援センターきくびあ」の周知を図っていく必要があります。

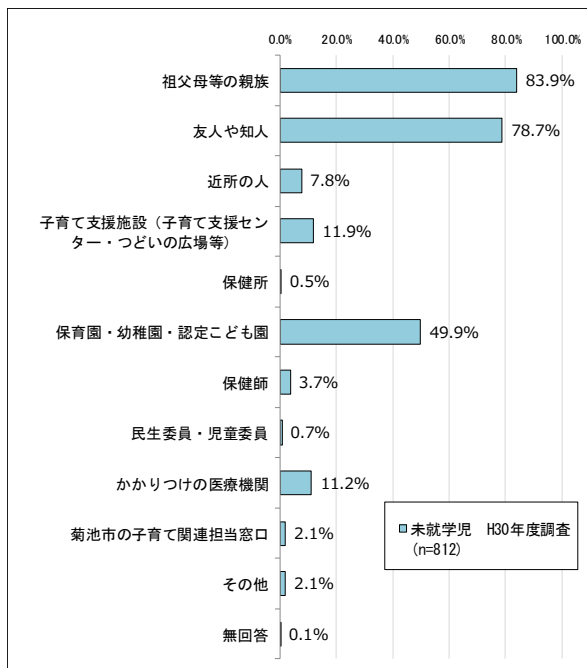
■子どもをみてくれる知人・友人の有無



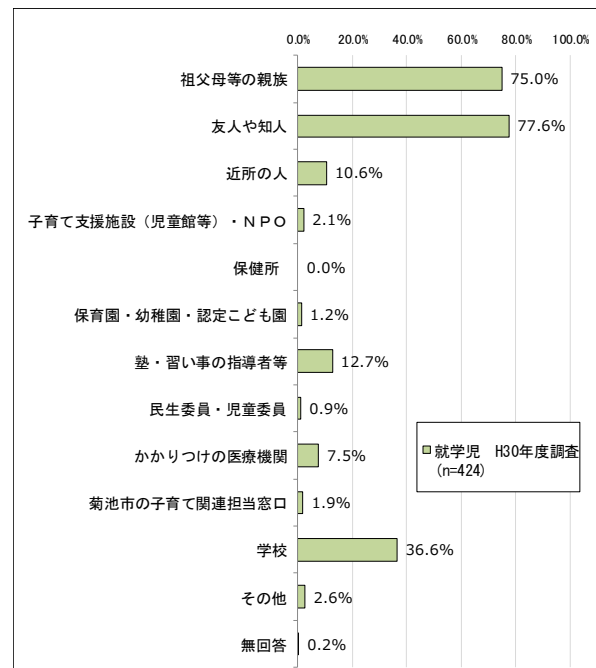
■気軽に相談できる人・場所



【未就学児】



【就学児】



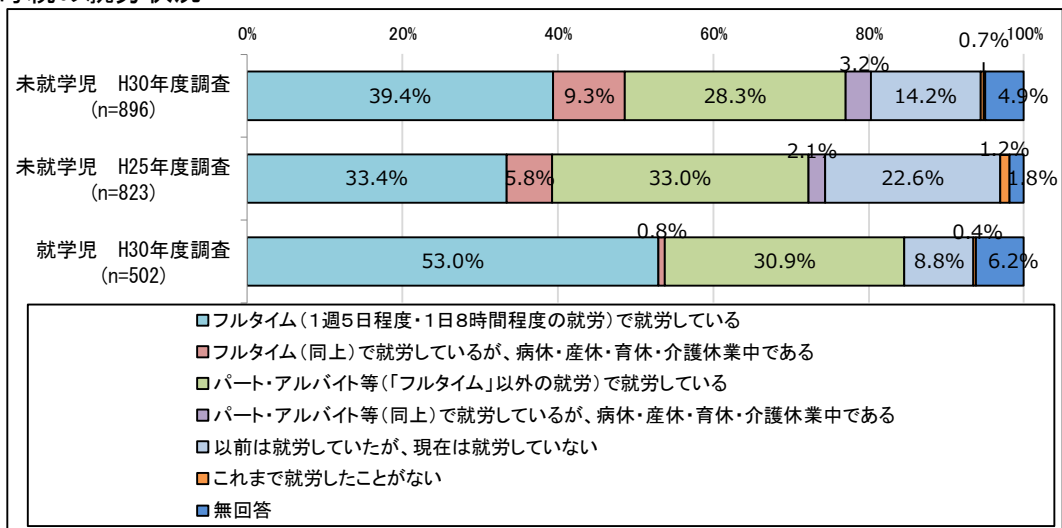
3 保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、未就学児の保護者については、『フルタイム就労』が48.7%、『フルタイム以外で就労』が31.5%、『就労していない』人が14.9%となっています。就学児の保護者については、『フルタイム就労』が53.8%、『フルタイム以外で就労』が30.9%、『就労していない』人が9.2%となっています（育児休業中等も含む）。多くの母親が、子育てをしながら就労している様子が見え、今後も育児と仕事の両立が求められる状況であると考えられます。また、前回調査と比べると、就労している母親は、未就学児で6.1ポイント増加しています。特に、フルタイムで就労している割合が高くなっており、母親の就労意欲の向上や、働く環境が整備されてきている様子が見えます。今後も、保護者の育児と仕事の両立を支援するために、保育所待機児童数0の継続、学童保育・病児保育等の充実を図っていくことが重要となります。

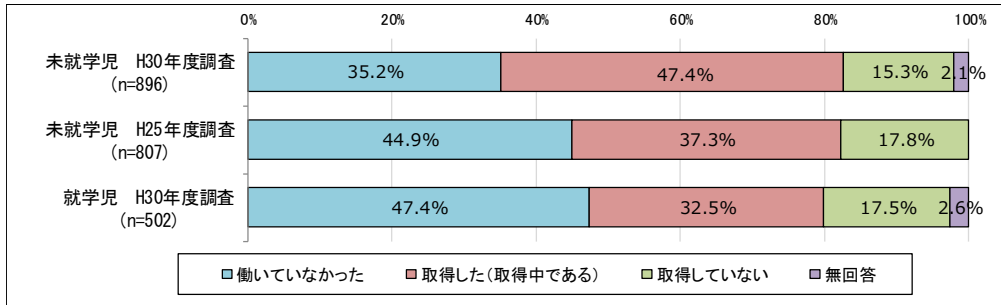
関連して、未就学児の保護者における育児休業取得の状況をみると、母親の育児休業取得の割合は前回調査の37.3%から47.4%となり10.1ポイント増加しています。今回調査では、4割以上の母親が取得しており、育児と仕事の両立を実現するために欠かせない制度として浸透してきていることが見えます。

育児休業を取得しなかった理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」（31.4%）が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めなかった）」（23.4%）となっており、今後も継続して、さらなる雇用主及び被雇用者への周知徹底が求められています。

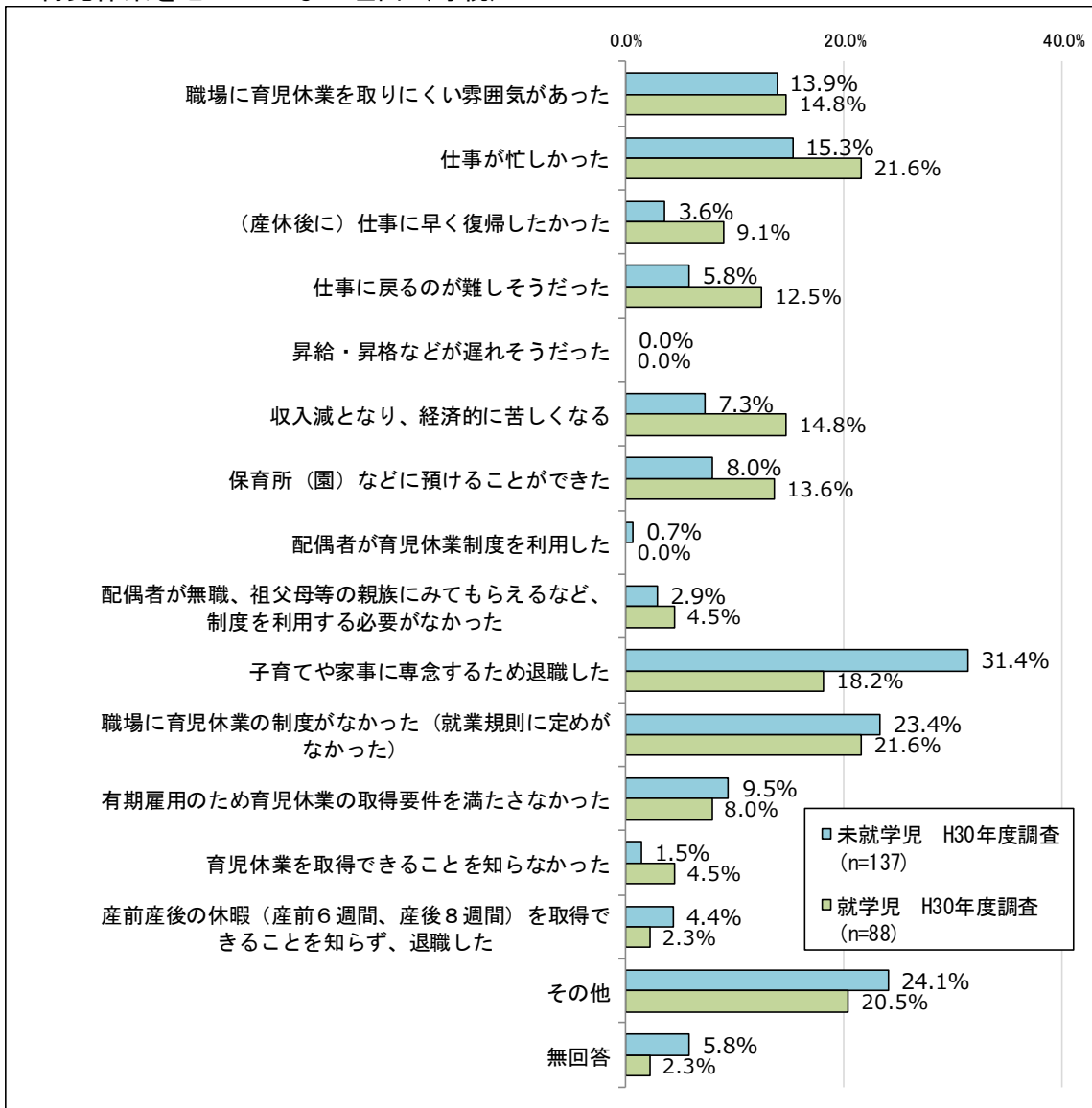
■母親の就労状況



■ 育児休業の取得状況



■ 育児休業をとっていない理由（母親）

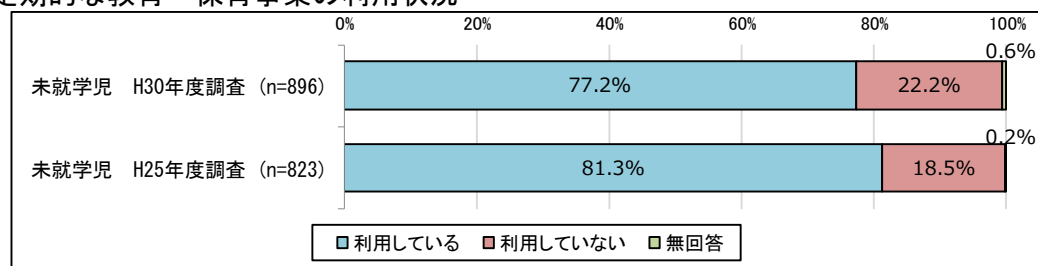


4 教育・保育の利用状況と利用意向

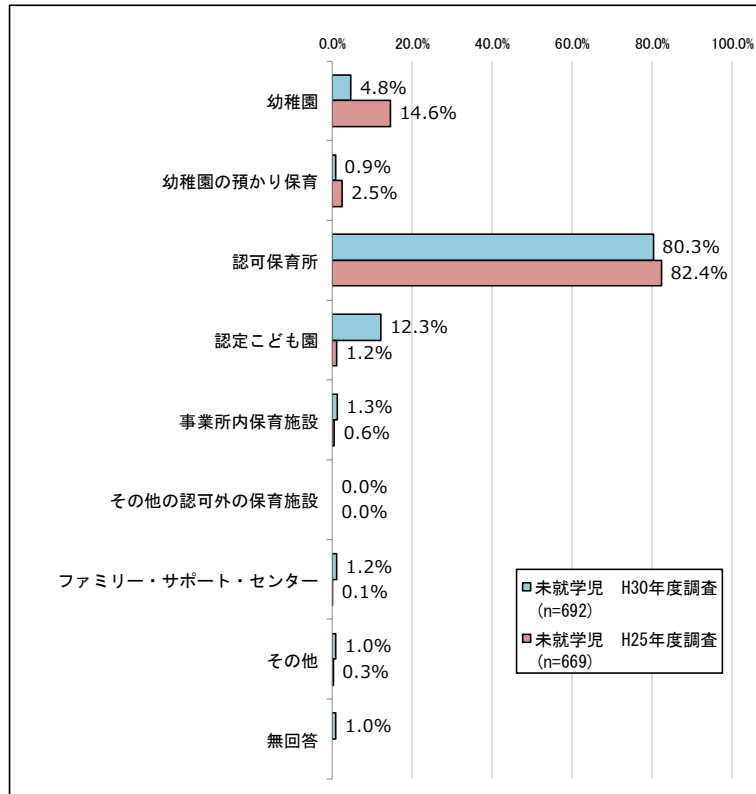
未就学児の保護者で幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は77.2%となっており、これは、就労している母親の割合（80.2%）とほぼ同数となっています。利用している施設は、「認可保育園」が80.3%、「認定こども園」が12.3%となり、合わせて92.6%となっています。今後、全国的には、育児休業取得者の増加や幼児保育料の無償化の実施により、事業の利用者増が見込まれていますが、菊池市においては、現在でも事業を利用している人の割合が高いことから、利用者数の急激な変化はないものと思われます。

現在利用していない人も含めて、今後の教育・保育事業に対する利用意向をたずねたところ、「認可保育園」が76.1%、「認定こども園」が29.7%、「幼稚園」が17.7%となっており、現在の利用状況と比較すると、認定こども園に対する潜在的なニーズが高いことがうかがえます。

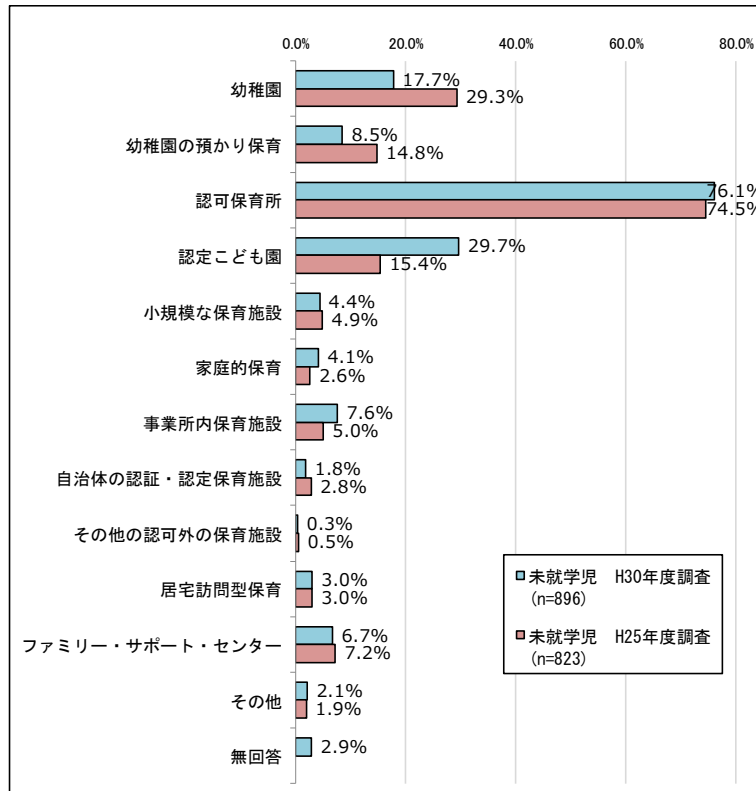
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



■ 現在利用している定期的な教育・保育事業



■ 「定期的に」利用したいと考える教育・保育事業

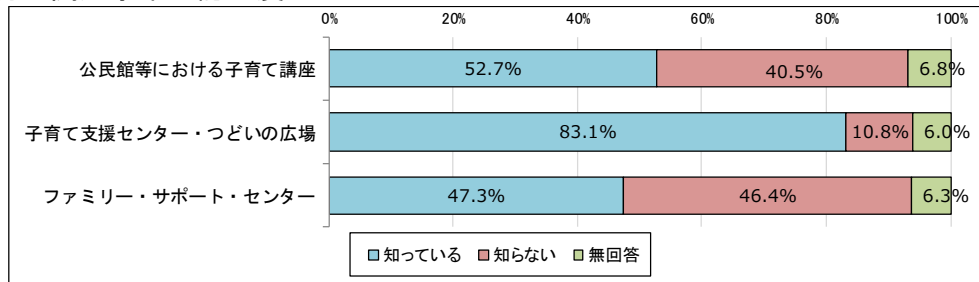


5 市が実施している主な事業の認知度と利用状況及び利用意向

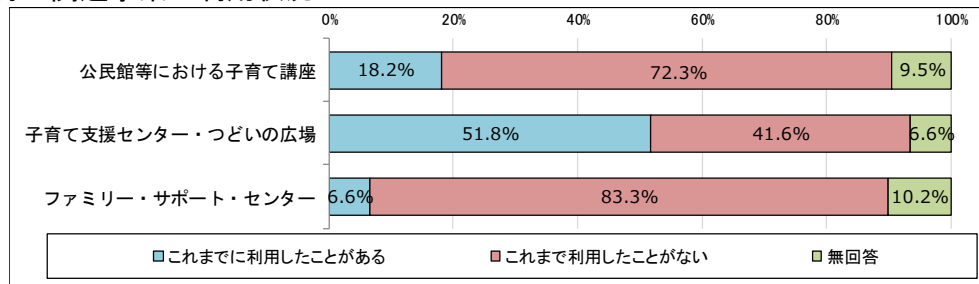
市が実施している主な子育て関連事業の認知度では、「子育て支援センター・つどいの広場」(83.1%)が最も高くなっている一方、「ファミリーサポートセンター」の認知度は、47.3%と半数以下となっています。

今後は各事業の認知から利用に至るまでのきっかけづくりと利用意向に対応できる供給体制の確保が必要と考えられます。

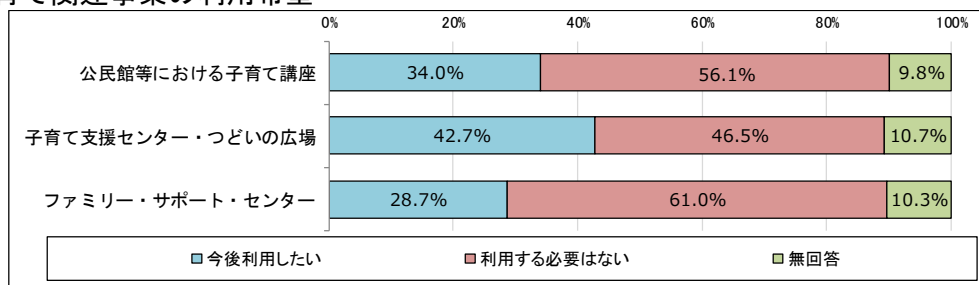
■ 子育て関連事業の認知度



■ 子育て関連事業の利用状況



■ 子育て関連事業の利用希望



6 小学校における放課後の過ごし方

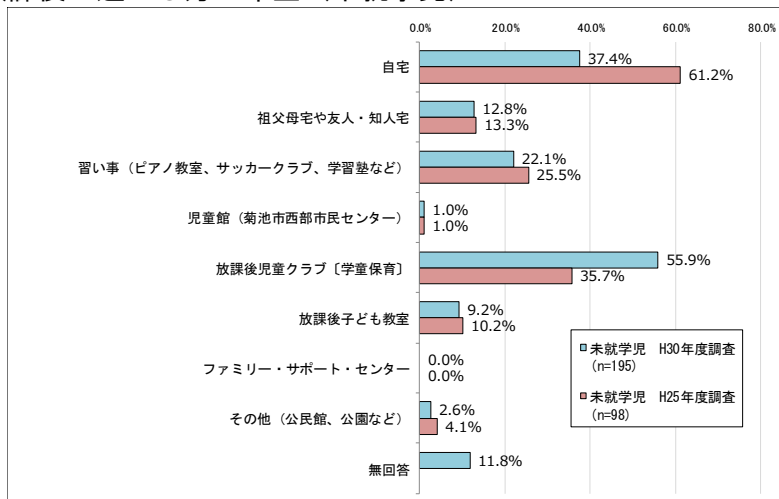
未就学児の保護者の、小学校入学後における放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が55.9%と最も高く、「自宅」が37.4%となっています。

一方、就学児の現在、放課後を過ごしている場所は、「自宅」が70.3%と最も高く、「放課後児童クラブ（学童保育）」22.5%となっており、希望と現状が逆になっています。また、未就学児の保護者の高学年（4～6年生）の時の希望は、「自宅」が65.6%、「習い事」が37.4%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が26.2%となっています。

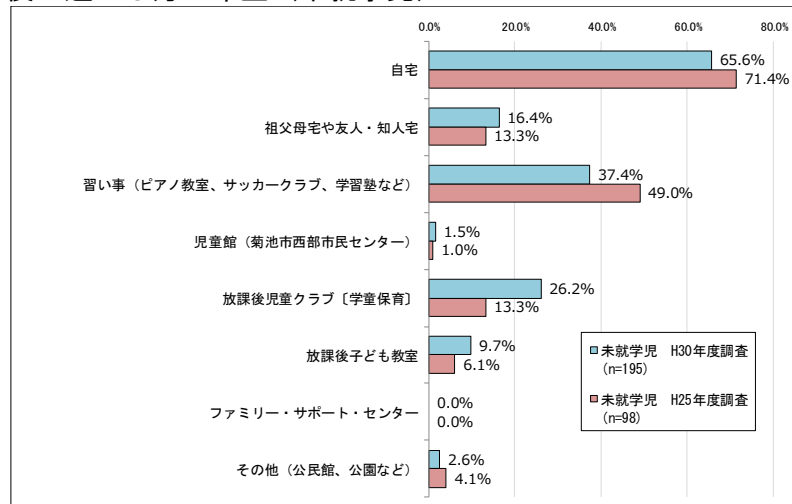
また、放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望のうち、土曜日に4割程度、日曜・祝日に2割程度が利用を希望しています。

働く保護者にとって、学童保育とは重要な社会資源であると言えます。今後も安心して預けることができるとともに、多様なニーズを踏まえた開設時間の見直しなど学童保育の充実が求められています。

■低学年の放課後の過ごし方の希望（未就学児）

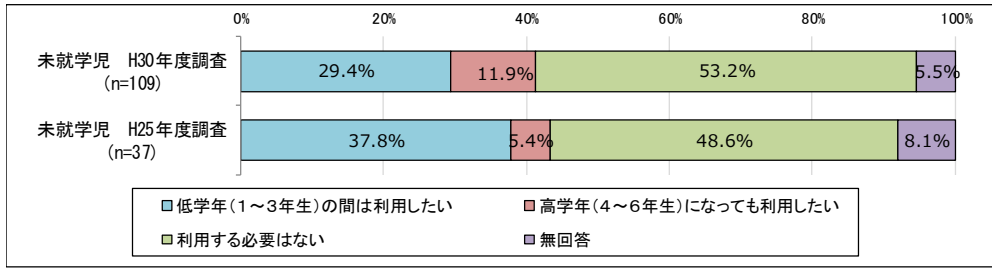


■高学年の放課後の過ごし方の希望（未就学児）

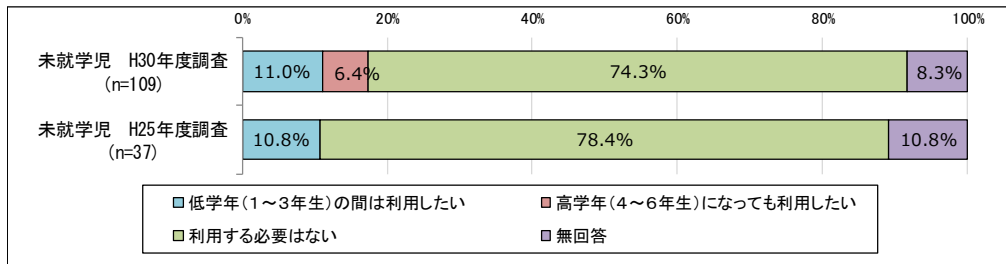


■土曜日、日曜・祝日の利用意向（未就学児）

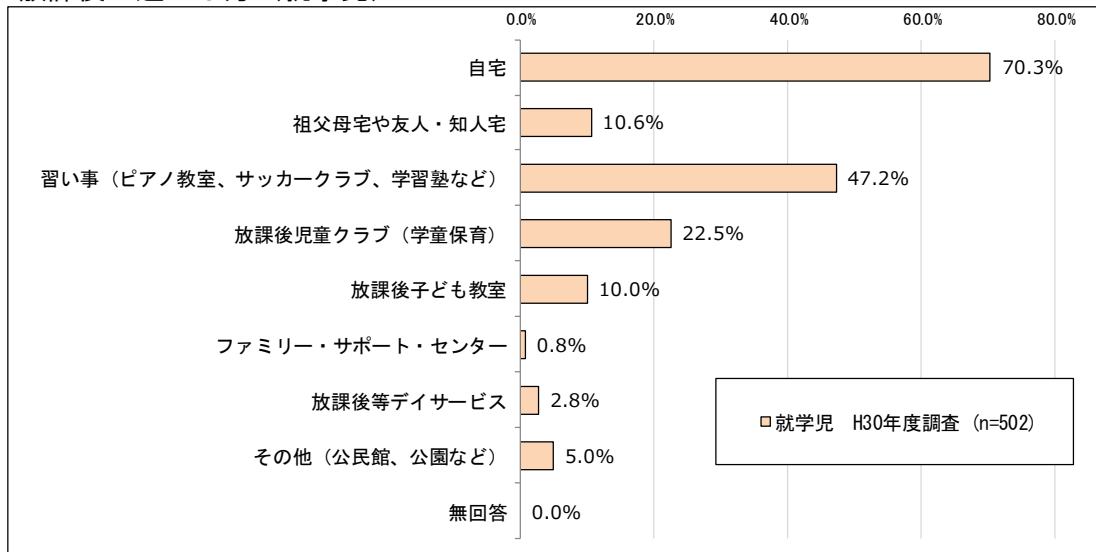
【土曜日】



【日曜・祝日】



■放課後の過ごし方（就学児）

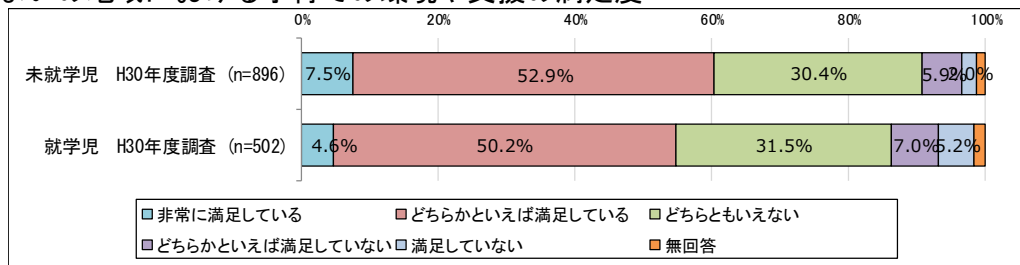


7 子育ての環境や支援への満足度

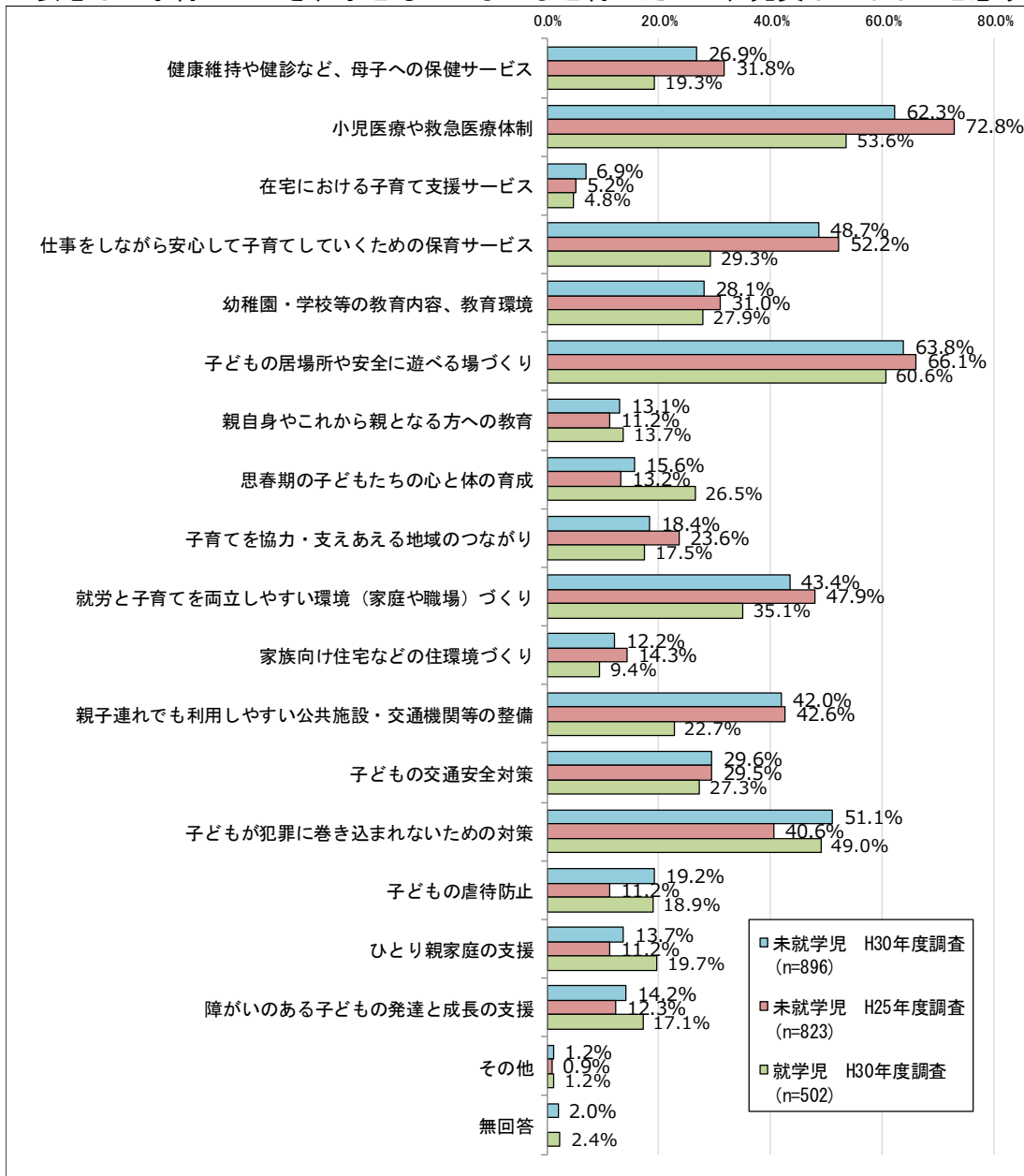
お住まいの地域における子育ての環境や支援の満足度については、未就学児においては「どちらかといえば満足している」(52.9%)が最も高く、次いで「どちらともいえない」(30.4%)、「非常に満足している」(7.5%)の順となっており、就学児においては「どちらかといえば満足している」(50.2%)が最も高く、次いで「どちらともいえない」(31.5%)、「どちらかといえば満足していない」(7.0%)の順となっています。

また、安心して子育てができ、子どもがのびのびと育つために、充実してほしいと思うことについては、未就学児、就学児ともに「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」(未就学児：63.8%、就学児：60.6%)が最も高くなっており、次いで「小児医療や救急医療体制」(未就学児：62.3%、就学児：53.6%)、「子どもが犯罪に巻き込まれないための対策」(未就学児：51.1%、就学児：49.0%)の順となっており、安全・安心な子育て環境についての希望が多いことがうかがえます。

■ お住まいの地域における子育ての環境や支援の満足度



■安心して子育てができ、子どもがのびのびと育つために、充実してほしいと思うこと



第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、第2次菊池市総合計画における市の将来像「安心・安全の『癒しの里』きくち」の実現に向けて、子どもとその保護者の視点に立ち、「子どもの最善の利益」の実現を目指し、目標を市民や関係者と共有して総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

本市では、第1期計画において「地域の力で のびのび きくちっ子」を基本理念として掲げ、子ども・子育てに関するサービスの供給体制の確保に努めるとともに、様々な施策を推進しています。

本計画では、第1期計画の基本理念を踏襲し、地域ぐるみの支援の輪の中で保護者が協力し合って子どもを産み育て、誰もが「菊池市に生まれてよかった」「菊池市で子育てをすることができてよかった」「菊池市で子育てがしたい」と思えるような、子育て支援が充実したまちづくりを目指します。

基本理念

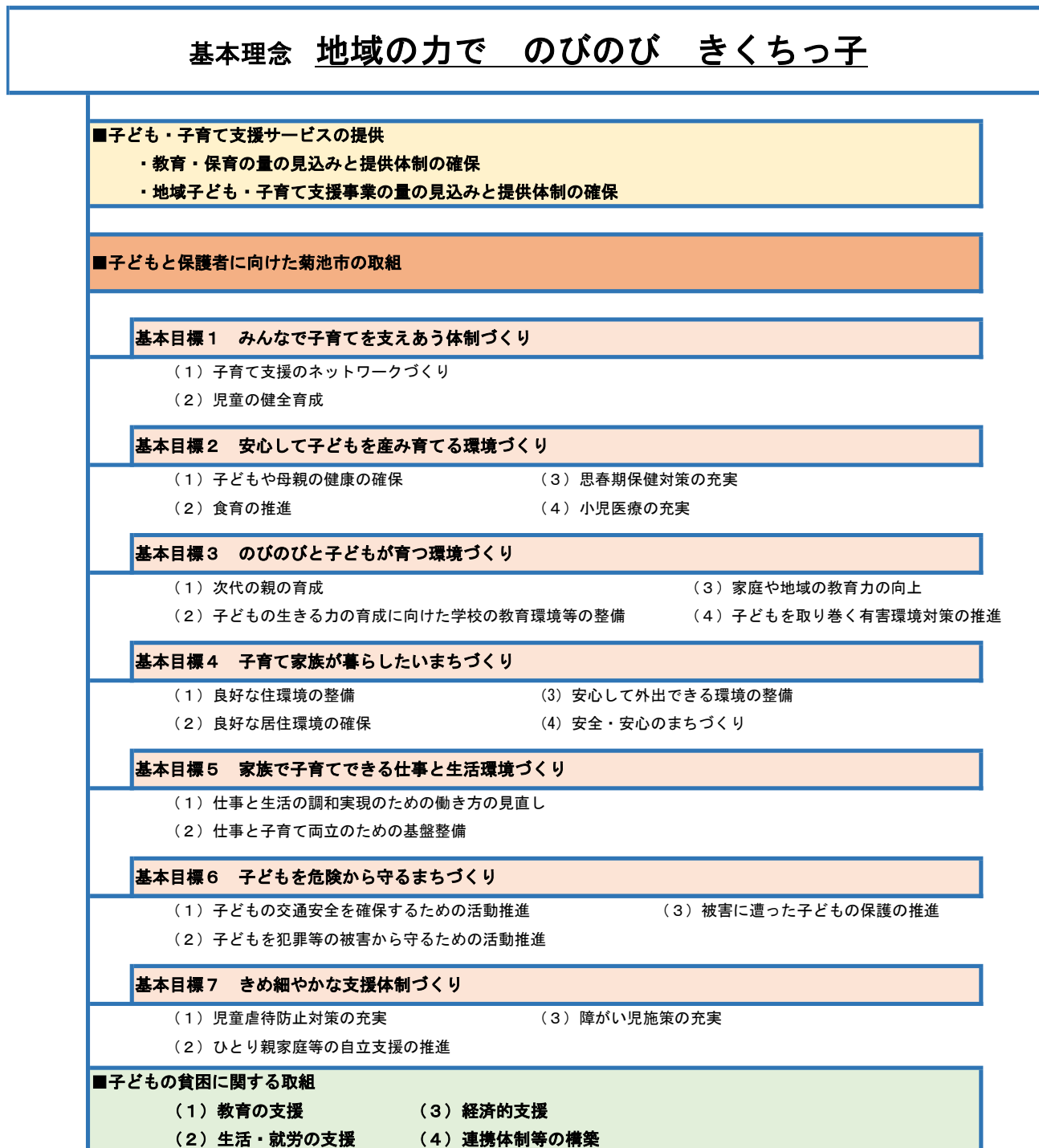
地域の力で のびのび きくちっ子

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の7つの基本目標を設定します。

基本目標1	みんなで子育てを支えあう体制づくり
基本目標2	安心して子どもを産み育てる環境づくり
基本目標3	のびのびと子どもが育つ環境づくり
基本目標4	子育て家族が暮らしたいまちづくり
基本目標5	家族で子育てできる仕事と生活環境づくり
基本目標6	子どもを危険から守るまちづくり
基本目標7	きめ細やかな支援体制づくり

3. 施策の体系（体系図）



第4章 子どもと保護者に向けた菊池市の取組

基本目標1 みんなで子育てを支えあう体制づくり

(1) 子育て支援のネットワークづくり

- 市内全ての幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、中学校は、菊池市幼・保、小、中連携推進協議会においてさまざまな活動を行っています。引き続き、「幼・保・小・中」間で連携を強化し、地域住民に会議への参加を要請するなどして、現在の幼・保、小、中連携推進協議会の活動の充実を図ります。
- 地域の子育て支援サービス事業者のネットワークづくりを進め、互いに連携・協力できる体制を整備します。
- 子育て支援サービス利用者への情報提供など、引き続き、ホームページ公開やパンフレット配布等を通して案内します。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
幼・保、小、中連携推進協議会	ノーマディアデーや「菊池市一斉ノーマディア週間」の実施など、市内全ての幼保小中で基本的な生活習慣の定着に取り組んでいます。	引き続き幼保小中間の連携を強化するとともに、地域のかで子どもを育てる仕組みづくりの充実を図ります。
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等の解消に取り組んでいます。	地域子育て支援拠点施設間のネットワークを強化し、子育て中の親子が利用しやすい環境づくりに努めます。
子育て支援情報の強化	子育て支援に関する情報誌の発行やホームページ・広報誌による情報の発信を行っています。	ホームページ・情報誌など多様な媒体による子育て支援情報の発信を強化していきます。
ファミリーサポート事業	子どもを預けたい人と預かりたい人で作る、地域における相互援助活動を行っています。	引き続き、働く人の仕事と育児の両立支援を行っています。不足する協力会員の増員と事業の啓発を行います。

(2) 児童の健全育成

- 自然や地域の歴史・文化、他校との交流による普段は体験できない活動を通して、心身ともにたくましい青少年の健全育成を推進します。
- 地域に暮らす保護者や区長会、老人会等と協力して、ボランティア活動や清掃活動を行い、地域における児童の健全育成活動を推進します。
- スポーツをはじめ、様々な行事を通して健全育成を図る子ども会育成協議会事業を支援します。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
体験活動等による子どもの健全育成	本市の豊かな自然との触れ合いや、歴史・文化による学び、他校児童等との交流などを通して、郷土愛の醸成や、自立性、協調性を育み、心身ともにたくましい青少年の健全育成を行う事業です。	地区ごと、季節ごとに様々な体験活動を支援します。 また、多くの児童が参加できるように体制を整備するとともに、活動内容の充実も図っていきます。
青少年一日一汗運動	青少年が地域社会の構成員としての自覚を高めるとともに地域コミュニティの促進を図ることを目的として、行政区単位で清掃活動を行う事業です。	趣旨の周知を徹底しながら、事業を継続します。
子ども会育成協議会事業	子ども会会員の健全育成に寄与することを目的とし、競技大会、市子ども会大会等を行う事業です。	引き続き補助金の交付を行うとともに、活動を支援します。

基本目標 2 安心して子どもを産み育てる環境づくり

(1) 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠健康診断等の健康相談、ハイリスク妊婦訪問等の家庭訪問や育児相談等の育児支援を実施し、妊娠から出産、育児まであらゆる面でサポートを行い、安心して子育てができるよう支援します。
- 子どもの健やかな成長と、疾病、発達障がい等の早期発見、早期治療はもとより、保護者の育児不安や、困りごと等に対する支援を行うために乳幼児健診を実施します。
- 今後も、乳幼児期の事故防止や児童虐待の発生予防のため、乳幼児健診時等で事故防止の啓発を行い、家庭内や地域内での見守りを呼びかけます。
- 育児の不安や困難感のある家庭に対しては、家庭児童相談員や女性相談員と連携して支援することで、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に努めます。
- 菊池市子育て世代包括支援センター「きくびあ」の設置に伴い、母子手帳交付時の個人面接や支援プラン作成により、妊娠期から子育て期までのサポートを行います。
- こども健診センターの整備を行い、乳幼児健診や相談機能等の充実を図り、安心して子育てができる環境を整えます。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
妊娠届	妊娠届時に母子健康手帳と妊婦受診券を交付します。妊娠初期からの母体管理や保健指導を目的として妊娠11週以内の妊娠届出を推奨しています。	安全な出産を目指し妊娠および産後の心身の健康を図るため保健師や栄養士等の個別保健指導の充実を図ります。また、妊婦健康診査や妊婦歯科健診の受診勧奨を行い、早産予防や妊娠中の健康管理、産後の育児に向けての支援を行います。
妊婦健康診断	妊娠中の母子の健康が確保されるように、必要に応じて家庭訪問や育児相談に対応しています。	ハイリスク妊婦や低出生体重児について、県、産科、行政との連携で早産予防対策、出生後の成長発達を支援します。
乳幼児健診	3・4ヶ月健診、6・7ヶ月健診、1歳6ヶ月健診、3歳児健診を実施しています。	全員の受診を目指し、内容の充実を図ります。特に、発達障がい等の早期発見、早期療育のために心理相談事業の実施や関係機関との連携を図ります。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
育児教室・育児相談	10ヶ月の育児教室、定期の育児相談を実施しています。	相談指導を通して、育児不安の解消を図り、安心して子育てができるよう支援を行っていきます。
歯科健診	1歳6か月、2歳6ヶ月、3歳時に歯科健診やフッ化物塗布、歯科衛生士による個別指導などを行っています。	むし歯予防の周知や個別指導の充実を図っていきます。
フッ化物洗口	保育所・幼稚園の4・5歳児の希望者にフッ化物洗口を行っています。 保育所等で、歯科衛生士や保健師による、よい歯の教室を実施しています。	フッ化物洗口、よい歯の教室を今後も継続して実施していきます。
こども医療費助成事業	中学生3年生までの医療費の一部負担金を全額助成します。	こども医療費助成により、子どもの病気の早期治療、子育て支援の充実に努めるとともに、子育て世代の経済的負担を軽減します。

(2) 食育の推進

- 朝食をとらない子どもや独りで食事をする「孤食」の子どもが増加により、乱れた食生活や食習慣が身につくおそれがあります。母親学級や乳幼児健診、育児相談、地域子育て支援センター等において啓発を行い、正しい食生活の普及活動を継続して実施します。
- 保育所・幼稚園、小、中学校では、給食に地元農産物を利用し、農業体験や郷土料理の伝承などを通して食育の取り組みを推進します。
- 子ども達が豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためにも、菊池市食育推進計画を健康推進課において策定し、食育推進に努めています。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
乳幼児健診・育児相談	育児に関する悩みや相談、食事に関する相談などを実施しています。	正しい食生活の指導や食育の啓発活動を継続して取り組んでいきます。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
幼稚園・保育所等における食育活動の推進	給食に地元食材を利用し、子供や保護者に安心できる給食を提供しています。	農作物の植え付け、収穫体験、調理体験を通して、食育の取り組みを推進します。
学校における食育活動の推進	「きくちさんデー」や「ふるさとくまさんデー」を設定し、児童に関心を持ってもらい、同時に、地元食材の利用により子どもや保護者が安心できる給食を提供しています。	学校給食で日常生活の食事について正しい理解と食習慣を養い、食料の生産や配分、消費についての理解を深めます。

(3) 思春期保健対策の充実

- 豊かな人間性を形成すべく、教育の一環として性教育を位置づけし、低年齢化の傾向にある、性に関する問題に対して、「性に関する指導全体計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、相談体制の強化や健康教育を推進します。
- たばこやアルコールの未成年者の心身に与える影響は大きなものです。未成年のうちに喫煙・飲酒を始めないように、喫煙・飲酒の健康への影響について知識の普及と啓発が必要です。
- 低学年からの薬物乱用を地域住民も巻き込んだ啓発活動により防止します。そのために、地域のネットワーク体制を整備することが必要です。
- 精神的な悩みなど、思春期の子ども心の問題を解決するためには、専門家等による相談やカウンセリング体制の充実を図らなくてはなりません。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
薬物乱用防止教室	小中学校において、薬物に関する教育を実施しています。	危険ドラッグなどの薬物乱用を防ぐため、小中学校において「薬物乱用防止教室」を引き続き開催します。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
相談員配置事業	児童や生徒が心にゆとりを持てるように、全中学校に「心の教室相談員」を配置し、悩みなど相談しやすい環境を提供しています。	問題を抱えた児童生徒の置かれた環境（家庭や学校、友人、地域社会など）へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて課題解決を行っていく「家庭教育相談員」を引き続き配置し、生徒に寄り添った環境を提供します。

（４）小児医療の充実

- 子どもの病気は個人差が大きいので、本来はかかりつけ医が望ましいのですが、市内には小児科医が少なく、また夜間の救急の場合は、近隣市町への通院が見受けられます。
- 在宅当番医制や熊本県小児救急電話相談事業の周知を図ります。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
各種健診・育児相談	各種健診時において、かかりつけ医の重要性と家庭看護の啓発を行っています。	各種健診や家庭訪問等での相談の強化を図り、病気の予防と適正な受診を啓発します。 また在宅当番医制や熊本県小児救急電話相談事業の更なる周知を図ります。

基本目標3 のびのびと子どもが育つ環境づくり

(1) 次代の親の育成

- 少子高齢化社会により、子どもたちが日常的に赤ちゃんや幼児に触れ合う機会が少なくなってきました。
- 子どもたちが自ら親となったときに、子どもを産み育てることを理解するために学校で学習の機会を設け、また、実際に乳幼児との触れあいを体験することでイメージできるような環境をつくります。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
思春期教室	思春期の子どもたちが乳児と触れ合うことで、生命の尊さや子育ての大切さ、親としての責任や喜びについて考える思春期教室を各中学校の特性に応じて実施しています。	市内全中学校で思春期教室が実施できるように、関係機関との連携を強化します。
学習の時間	小・中学校において、人の生命誕生について、学習の時間を設けています。	学校教育において、学年に応じて妊娠・出産・育児について、学習の機会を設け、計画的に教育を行います。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

- 保護者に子どもの睡眠や食事など規則正しい生活の重要性を説き、基本的な生活習慣の幼児期からの定着化を目指します。
- あいさつ運動や読書活動、ボランティア活動、人権教育を通して、子どもの成長に必要な豊かな心の育成を図ります。
- 授業による体力づくりや社会体育の推進を図ることで、基礎体力の向上と健康で強い体を育成することを目指します。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
基本的な生活習慣の定着	保育所等で生活習慣の改善に取り組んでいます。	保護者に対して、睡眠や朝食の必要性についての講習会を実施するとともに、学習や相談の機会を充実します。
あいさつ運動・読書活動・ボランティア活動・人権教育の推進	幼保小中でのあいさつ運動、読書活動、ボランティア活動、人権教育を推進し、人を尊重する教育を進めています。	あいさつ運動等を通じて、基本的な生活習慣の確立、人を尊重する教育を進めます。 小・中学校の人権教育推進体制の強化と研修内容の見直し、及び指導方法の工夫・改善を図っていきます。
体力づくりの推進	小・中学校においては、体力づくりに取り組み、スポーツテスト、体力・運動能力テストを実施しています。また、小学校運動部活動の社会体育移行に伴い、地域総合型スポーツクラブによる運動クラブを実施しています。	スポーツテスト、体力・運動能力テストの結果を学校における体育、健康教育に活用し、基礎体力の向上に努めます。 継続して運動クラブを実施し、利用者増を図り、全体的な体力づくりに努めます。
学校評価	小・中学校とも学校評価（学校関係者評価）を実施し、保護者への結果公表も実施しています。	学校評価結果に基づき、学校運営の改善を図るとともに、評価結果等を広く保護者に公表します。

（３）家庭や地域の教育力の向上

- 育児不安や児童虐待等の家庭内の問題を発生させないために、保護者に対して家庭教育に関する学習機会の提供や学習活動の支援を図るとともに、家庭教育の支援に関する情報を提供します。また、保護者の家庭教育の悩みに対して対応できる体制を整備します。
- 地域に暮らす高齢者など、地域住民とのふれあい交流を通して、地域への理解や愛着をもたせ、地域全体で教育していくことが必要です。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
くまもと「親の学び」プログラム事業	子どもの発達段階に応じて家庭で大切にすべきことなどを参加体験型で学習する県の取組です。	事業の周知を徹底するとともに、県と共同で、より参加しやすい講座を目指します。
菊池市家庭教育学級事業	保護者の親としての学びや育ちを応援するため、講演会、研修等の講師謝金を支出します。 また、その取組を補完するため、主催講演会を開催します。	事業の周知を行い、学習機会の充実に努めます。
適応指導教室事業	適応指導教室を設置し、教育相談等に努めています。	適応指導教室の充実、学校支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーの活用を図ります。
ふれあい交流	幼稚園・保育所等は、高齢者との交流を行っています。 小・中学校は、高齢者との世代間交流や障がい者との交流などを行っています。また、一部の地域サロンでは高齢者と子どもの交流を行っています。	今後も、高齢者や障がい者とのふれあい交流の充実に努めます。
地域学校共同活動	地域と学校が連携・協働して地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを推進するため行う様々な活動です。	地域学校協働本部の設置や地域学校協働活動推進員等の配置による推進体制の確立と各活動（地域未来塾、放課後子ども教室、家庭教育支援など）の充実に努めます。

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

○この情報化社会の中を生きる子どもたちは、自分自身に大きな影響を与える情報をすぐ手に入れることができます。その中には、子どもにとって有害な情報もあります。また、特に近年、SNSの急速な普及により、事件やトラブルに巻き込まれるケースや、インターネットやゲームへの依存症も増えています。保護者へのフィルタリング等の周知をはじめ、関係機関が連携し、対策を検討する必要があります。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
携帯電話・インターネットの利用制限	適法であれば、規制が困難な面があり、保護者による利用の制限等の指導が重要です。ポスターやリーフレットの学校への配布や各学校による教育講演会等の実施により啓発を実施しています。	児童・生徒に対する情操モラル教育を進めるとともに、保護者による利用制限や、有害サイトへのアクセス禁止などを指導を行うよう啓発を行います。
有害図書情報の制限	熊本県少年保護育成条例に基づき、青少年への有害図書などの指定が行われています。また、各学校への関係文書配布や消費生活センターによる出前講座などにより啓発に努めています。	有害図書、ビデオなどについて関係機関が連携・協力して子どもには売らない、見せないなどの自主的な働きかけを行います。
非行防止の体制の強化	児童・生徒の不良行為、暴走行為などの問題行動には、学校による指導を基本に、警察等との情報連携を進めています。	保護者と学校が連携して青少年の問題行動の早期発見、早期対応を図り、非行を未然に防ぎます。学校と警察との連携により、犯罪抑止を図ります。

基本目標 4 子育て家族が暮らしたいまちづくり

(1) 良好な住環境の整備

- 住生活基本計画に基づき、既存住宅ストックを活用しつつ、民間市場では十分な量が確保されない場合には、市営住宅の供給を行う必要があります。
- また、子育て世帯の居住の安定性を図るために、年齢の低い子どものいる世帯に対する市営住宅の入居資格の緩和や優先入居の実施等が求められています。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
市営住宅の整備	公営住宅ストック総合改善事業において、順次、バリアフリー化を実施したり、設備の改修を行い、住環境の充実に努めています。	特に子育て世代の受け皿としての位置づけは行っておりませんが、子どもたちや高齢者等、あらゆる年代が安全で快適な住環境の整備に努めていきます。
空き家の利用	中心部の商店街や中山間地の集落等に空き家が発生しています。空き家情報の提供を市ホームページなどを活用して行っています。	子育て世帯に対する良質な住宅の確保のため、空き家情報の提供を実施し、居住促進を図ります。

(2) 良好な居住環境の確保

- 子どもの生活環境を充実させるために、ユニバーサルデザインの推進や身近な公園や屋内の遊び場等の整備等を行い、子どもが自由に遊べる場所を確保し、協調性や社会性を身につける環境づくりが必要です。
- 子育て世代が健康で文化的な生活を過ごせるように、身近に利用しやすい公園の計画的な整備を進めます。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
公園の整備	身近に利用しやすい公園の計画的な整備を進めています。また、既存の公園については、日常の点検や改修を行い、安全管理に努めています。	既存の公園について、快適な空間づくりや安全性の確保の充実に努めます。空き地などのオープンスペースの活用を進めます。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
シックハウス対策	住宅建材等の化学物質による室内環境汚染に起因する健康阻害を予防するため、市営住宅建て替えや改修時において、改善を行っています。	引き続き市営住宅のシックハウス対策を進めます。民間住宅における情報提供や住宅相談窓口は県関係機関の活用を図ります。

(3) 安全な道路交通環境の整備

事業名	事業内容等	今後の取り組み
通学路防犯・交通安全プログラム対策事業	教育委員会をはじめ、関係機関と連携し、合同点検や危険箇所の整備を実施し、小中学生の通学路の安全確保を図る事業です。	第2期の計画として「通学路防犯・交通安全プログラム対策事業」を計画します。市教育委員会・各小中学校・道路管理者（県）（市）・市防災交通課・菊池警察署と連携して、通学路の合同点検を実施し、危険箇所の把握や具体的な整備により、通学路の安全確保を図って行きます。また、キッズゾーンについては、関係機関と連携し、検討を行って行きます。

(4) 安心して外出できる環境の整備

- 妊娠中の人や、子連れの家族が利用しやすい道路・公園・公共施設を整備することで、安心してその地域で暮らすことができます。
- 公共施設はもとより、民間の施設でも誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を図ることで、やさしいまちづくりを充実させます。
- 子育て世代が安心して外出できる環境を整えるとともに、地域全体で子育てを支えるまちづくりを進めていきます。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
公共施設のバリアフリー化	<p>公共施設のうち、比較的新しい施設についてはバリアフリー化の整備が行われています。</p> <p>既存の施設の改修の際は、指針に基づくバリアフリー化を実施しています。</p>	<p>国や県のユニバーサルデザイン（バリアフリー）の指針に基づき、整備を進めます。</p>
民間施設のバリアフリー化	<p>民間施設のうち、スーパーなどでは、バリアフリー化の整備が行われていますが、他の施設ではバリアフリー化は進んでいません。</p> <p>ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金を設け、民間施設等のUD化に配慮した整備に際し、助成を行っています。</p>	<p>子育て世帯が多く利用する民間施設等のバリアフリー化を進めます。</p> <p>今後もすべての人にやさしい施設の推進を図るため、熊本県と共同で事業を推進します。</p>
赤ちゃんの駅事業	<p>市内のおむつ替えや授乳のできる施設を登録し、乳幼児と保護者が安心して外出できる環境を整えています。</p>	<p>登録施設数の増加や事業の周知を行い、地域全体で子育てを支援する街づくりを推進します。</p>

(5) 安全・安心のまちづくり

○子どもたちが犯罪等に巻き込まれないようにするために、道路整備、公園整備等による施設の配置は見通しの良いものにし、防犯に配慮したまちづくりを目指します。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
防犯に配慮したまちづくり	道路や公園の整備の際に、保護者や子どもたちが目に留まりやすい施設や設備の配置を考慮しています。	今後の道路整備、公園整備等では、子どもが犯罪に遭わないように施設配置や設備の整備等の配慮を行い防犯灯や街灯の照度を高める工夫や安全点検に努めます。

基本目標5 家族で子育てできる仕事と生活環境づくり

(1) 仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し

○次代を担う子どもたちを育てるために、社会全体で支えあう体制づくりが求められています。今後も、男女共同参画の促進や、育児をしながら働ける環境を整備し、子育て家庭が柔軟に働くことができるような支援を行います。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
男女共同参画の推進	「菊池市男女共同参画計画」に基づいて男女共同参画の取り組みを推進しています。	男女共同参画社会の実現を図るために、行政施策はもとより、セミナー等を開催し、市民・事業所などの理解と協力を得ながら「ワーク・ライフ・バランス」等の啓発活動を推進します。 また、女性の社会参画に向けて啓発に取り組みます。
育児後の再就職の支援	育児等で一旦退職した人や就業経験のない保護者の再就職を支援しています。	県の機関である「しごと相談・支援センター」で就業相談、情報提供、技術講習等の支援を行うため、当該機関の紹介や情報提供を行います。

(2) 仕事と子育て両立のための基盤整備

- 出産や育児を期に退職した女性・男性の再就職を支援するために、育児をしながら働くことができるように企業向けセミナー等で意識啓発を図るとともに、保育所での延長保育事業、放課後児童育成クラブ、病児・病後児保育事業を充実していきます。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
両立支援に関する企業への意識啓発	育児と仕事の両立支援に関する意識啓発を推進しています。	県が実施する企業向けセミナーや出前講座について、企業の参加の呼びかけを行います。 また、市内事業者と連携し、子育て世代の育児と仕事の両立支援に取り組みます。
保育サービスによる両立支援	育児と仕事の両立支援のために、延長保育・一時預かり事業・休日保育などの特別保育や、放課後児童育成クラブ・子育てサポートセンターなどの預かりサービスを行っています。	病児・病後児保育事業をはじめ、各種保育サービスを実施し、関係機関と連携し育児と仕事の両立支援の充実を図っていきます。

基本目標 6 子どもを危険から守るまちづくり

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動推進

○子どもを交通事故から守るために、警察、学校及び関係団体と連携しながら、子どもたちへ交通安全教室などの交通安全教育を実施するとともに、保護者へのチャイルドシート着用などの推進を行い、総合的な交通事故防止対策を推進します。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
交通安全教育の推進	小・中学校では、交通安全協会による交通安全教室を実施し、登下校時の安全指導を行っています。	未就学児、小学生、中学生、それぞれに適した交通安全教室を実施し、交通ルールやマナーの育成を図っていきます。
チャイルドシート着用の推進	交通安全協会によるチャイルドシートの着用指導や貸し出し（貸出要件あり）を行っています。	交通安全協会と連携し、チャイルドシート着用の啓発を行います。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動推進

○子どもたちが安心して外で活動できるためには、地域住民の協力が必要不可欠です。PTA等の学校関係者と防犯ボランティア団体等の地域住民組織とが連携することで、子どもを犯罪等から守ることができます。今後も、住民による防犯活動や防犯パトロール、見守り活動等の実施により、子どもの安全を確保します。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
地域住民による防犯活動の推進	育成会、区長会、老人クラブ等の地域住民組織で、子どもが犯罪に遭わないように、団体組織が結成されている校区があります。	地域住民の主要団体による組織づくりを支援します。情報提供やリーダー研修等を関係機関の協力の下で支援します。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
パトロール・登下校時の見守り活動	地域住民で構成された安全安心パトロール隊により、パトロールが実施されています。 校区単位で、地域住民により「見守り隊」などの組織が結成されており、登下校時の見守りを行っています。	今後も定期的なパトロールを実施します。 見守り隊や学校、安全安心パトロール隊等と連携し、登下校時の児童の安全を図っていきます。

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

○犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援するために、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携して、必要な支援を実施します。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
被害に遭った子どもの保護の推進	犯罪、いじめ、児童虐待により被害を受けた児童の把握に努めています。	犯罪、いじめ、児童虐待等が発生した場合には、立ち直りを支援するために、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施していきます。

基本目標 7 きめ細やかな支援体制づくり

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 保健、福祉、医療、教育、児童相談所などの関係機関による「要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」が連携を図り、虐待の防止や早期発見等さまざまなケースに対応できるよう機能を強化します。
- 保護者に対する相談・支援機能を充実・強化するとともに、相談窓口を広く周知し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
乳幼児家庭全戸訪問事業	児童虐待の発生を予防するため、健康診査等の母子保健活動や医療機関との連携を図っています。	乳幼児家庭全戸訪問事業等を活用しながら、早期発見に努め、療育支援訪問事業等の適切な支援に努めます。
要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を設置し、関係機関と連携し、児童虐待等の発生予防、早期発見、早期対応を行っています。	要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会が個別のケースの解決につながるよう、関係機関と連携し、機能強化を図ります。
利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター「きくぴあ」による切れ目のない支援)	平成31年4月から子育て世代包括支援センター「きくぴあ」を設置し、妊娠から出産、子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います。	関係機関が連携し、子育てに関する情報提供や相談支援を行い、安心して子育てができる環境づくりに努めます。 また、現在の本庁舎以外に市民が気軽に立ち寄れることのできる場所での増設を検討します。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

○ひとり親家庭の増加により、生活の安定と自立に悩みを抱える家庭が増加しています。子育てと仕事を両立させることができるよう、保育所・放課後児童育成クラブの利用支援や、就業支援等を行い、相談体制の充実や必要な支援を講じます。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
ひとり親家庭の保育料減免	ひとり親家庭の児童が保育所に通う場合、ひとり親家庭の収入に応じた保育料の減免措置を行っています。	今後もひとり親家庭の児童が保育所に通う場合、保育料の支援を行っていきます。
母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭へ、必要に応じた生活援助を行う家庭生活支援員を派遣しています。	母子家庭等日常生活支援事業の制度の周知を図り、利用の促進に努めます。
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親の父母及びその児童、父母のいない児童の一部負担金の3分の2の額を助成しています。	引き続き継続してひとり親家庭等医療費助成事業を実施していきます。
母子及び父子家庭自立支援給付金事業	母子及び父子の自立を目的として、指定の資格取得のために、修業しているものの経済的負担の軽減や生活を支援するために給付金を支給しています。	制度の周知を図り、主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進に努めます。

(3) 障がい児・医療的ケア児施策の充実

- 障がい児は、乳幼児期から早期にかつ適切に療育を行うことが重要であるため、菊池圏域地域療育センターと連携を図り、早期療育ができる体制を整えます。
- 障がい福祉サービスの利用や、保育所等や放課後児童育成クラブでの受け入れ、特別支援教育などを通して、自立の支援に努めます。
- 医療技術の進歩に伴い、日常生活上で、経管栄養や喀痰吸引など、医療的ケアを必要とする児童の数が増えるとともに保育ニーズが高まってきています。関係機関との連携のもと、保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制を整えます。

事業名	事業内容等	今後の取り組み
療育体制の整備	菊池圏域地域療育センターにおいて、療育、個別相談、学習会、情報交換、施設等への支援を行っています。 また、障がい児の療育として、児童発達支援や放課後デイサービスなどの福祉サービスによる支援を行っています。	今後も菊池圏域地域療育センターのサービスが適切に利用できるように、整備・改善を図ります。 障がい児がライフステージに応じた一貫した切れ目のない支援を受けることができるよう支援を行っていきます。
障がい児保育事業	保育所等への通園が可能な障がい児は、保育所等での受け入れを行っています。	希望の保育所等で受け入れ可能となるように支援を行っていきます。
医療的ケア児保育事業	保育所等への通園が可能な医療的ケア児については、受け入れを行っています。	希望の保育所等で受け入れが可能となるよう、関係機関との連携や体制整備の支援を行っています。
特別支援教育	インクルーシブ教育の理念に基づき、障がいのある子を早期に発見し、就学前から学齢期における療育・支援につなげ、子どもたちが健やかに成長できるようにします。	関係部署、専門機関等との連携、情報の共有を進めるとともに、園、学校の特別支援教育コーディネーターの資質を高めます。

第5章 子ども・子育て支援サービスの提供

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び菊池市における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や施設数は適切な規模か	●居宅より容易に移動することが可能か
●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か	●区域内で事業の確保が可能か
●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

菊池市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2. 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定(法第19条)を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1) 保育を必要とする事由(保護者の就労・疾病など)※、(2) 保育の必要量(保育標準時間、保育短時間の2区分)、(3) 「優先利用」への該当の有無(ひとり親家庭、生活保護世帯など)の3点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

【業務実績】

(単位：人)	平成30年度末				
	1号	2号		3号	
		幼稚園の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
幼稚園	26	-			
認定こども園（幼稚園部分）	92	-			
認定こども園（保育所部分）			189	11	33
保育所			1,319	246	310
地域型保育事業			—	—	—
合計	118	-	1,508	257	343

【量の見込みと確保方策】

■2020年度

(単位：人)	1号	2号		3号		
		幼稚園の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳	
①量の見込み	132	107	959	257	654	
確保方策	幼稚園	15				
	認定こども園（幼稚園部分）	175				
	認定こども園（保育所部分）			145	11	77
	保育所			962	246	617
	地域型保育事業				0	0
	企業主導型（地域枠）			0	2	3
②確保方策の合計	190		1,107		956	
②-①	58		41		45	

■2021 年度

(単位：人)		1号	2号		3号	
			幼稚園の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
①量の見込み		129	104	937	254	656
確保 方 策	幼稚園	15				
	認定こども園（幼稚園部分）	175				
	認定こども園（保育所部分）		145	11	77	
	保育所		962	246	617	
	地域型保育事業			0	0	
	企業主導型（地域枠）		0	2	3	
②確保方策の合計		190	1,107	956		
②-①		61	66	46		

■2022 年度

(単位：人)		1号	2号		3号	
			幼稚園の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
①量の見込み		129	104	934	252	646
確保 方 策	幼稚園	15				
	認定こども園（幼稚園部分）	175				
	認定こども園（保育所部分）		145	11	77	
	保育所		962	246	617	
	地域型保育事業			0	0	
	企業主導型（地域枠）		0	2	3	
②確保方策の合計		190	1,107	956		
②-①		61	69	58		

■2023 年度

(単位：人)		1号	2号		3号	
			幼稚園の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
①量の見込み		125	101	909	249	639
確保 方 策	幼稚園	15				
	認定こども園（幼稚園部分）	175				
	認定こども園（保育所部分）		145	11	72	
	保育所		932	236	612	
	地域型保育事業			0	0	
	企業主導型（地域枠）		0	2	3	
	②確保方策の合計		190	1,077	936	
②-①		65	67	48		

■2024 年度

(単位：人)		1号	2号		3号	
			幼稚園の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
①量の見込み		125	101	909	245	633
確保 方 策	幼稚園	15				
	認定こども園（幼稚園部分）	175				
	認定こども園（保育所部分）		145	11	72	
	保育所		932	236	612	
	地域型保育事業			0	0	
	企業主導型（地域枠）		0	2	3	
	②確保方策の合計		190	1,077	936	
②-①		65	67	58		

【量の見込みについて】

平成29年の認定区分ごとの利用率と、令和2年以降の人口推計を元に量の見込みを設定しています。

【確保方策について】

令和元年度における、市内の教育・保育施設の定員数（予定）を参考に、計画期間内の各年度の確保方策を算出しています。

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

本市では、双羽幼稚園、菊池みゆきこども園、菊池幼稚園の3施設が、認定こども園として事業を実施しています。3園ともに幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援しています。

今後も保護者の意向に沿って、教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園の適切な運営を図ります。

(3) 教育・保育の質の向上

幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。また、幼児教育・保育の質の更なる向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等について検討します。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、保育士の確保が重要となります。今後も継続して、保育士人材バンクによるマッチングや、保育士の負担軽減、処遇改善等に取り組むことで、保育士の確保を支援していきます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

①利用者支援事業

子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が幼稚園、保育所等や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：箇所数)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	1	2	2	2	2

【量の見込みについて】

近年の実績に基づき、量の見込みを設定しています。

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援の事業を円滑に利用できることが必要なことから日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村の窓口などでの実施とされています。

【確保方策について】

本市では、平成31年4月1日、子育て支援課内の菊池市子育て世代包括支援センターで主に就学前の乳幼児の保護者を対象に1箇所実施していますが、今後は、多様化する保護者のニーズに応じた相談・支援が適切に行えるような体制整備と、市民により利用しやすい場所での増設を検討していきます。

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業です。通常の支援事業として、交流の場の提供・交流促進や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て・子育て支援に関する講習等があります。

【業務実績】

単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
人／月	1,541	1,530	1,484	1,568
箇所	6	6	6	6

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日／月)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	1,578	1,588	1,599	1,609	1,620
確保方策	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
箇所数	6	5	4	4	4

【量の見込みについて】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、近年の実績に基づき、量の見込みを設定しています。

【確保方策および今後の方向性】

現在は、市内6箇所で実施していますが、市民ニーズを反映した開設日や実施場所の検討を含め、子育て世代包括支援センターとの連携による事業内容の充実強化を図っています。

③妊婦健康診査

赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっていないかなどを確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業です。

【業務実績】

	単位	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
母子手帳交付件数	人／年	404	472	378	431
受診票交付数	枚／年	5,474	6,380	5,539	5,995
受診票利用数	枚／年	4,378	4,986	4,428	4,678
受診票利用率	%	80.0	78.2	79.9	78.0

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日／年)	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
量の見込み	430	430	430	430	430

【量の見込みについて】

近年の実績に基づき、量の見込みを設定しています。

【確保方策および今後の方向性】

妊娠中の健康管理に役立てることができるよう、今後も引き続き、母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査受診票」を交付し、妊婦健康診査費用の一部（最高 14 回分）を助成します。

④乳幼児健診

各月齢に応じて、3・4ヶ月健診、6・7ヶ月健診、1歳6ヶ月健診、3歳児健診を実施しています。発育発達の確認だけでなく、正しい生活習慣が身につくことにより病気にならない健康で丈夫なからだを育むために、規則的な生活リズムや基本的な生活習慣の確立ができるように保健師や栄養士、歯科衛生士などが保健指導を実施しています。

【業務実績】

	単位	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
3・4ヶ月健診受診率	%	100	98.1	99.2	99.7
6・7ヶ月健診受診率	%	96.45	97.2	99.5	98.3
1歳6ヶ月健診受診率	%	94.1	96.2	95.2	97.8
3歳児健診	%	97.35	94.9	93.7	95.6

【確保方策】

(単位：%)	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
3・4ヶ月健診受診率	100	100	100	100	100
6・7ヶ月健診受診率	100	100	100	100	100
1歳6ヶ月健診受診率	100	100	100	100	100
3歳児健診	100	100	100	100	100

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行う事業です。

【業務実績】

	単位	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
出生数	人/年	369	400	356	343
訪問件数	件/年	329	370	306	338
訪問実施率	%	89.2	92.5	86.0	98.5

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日/年)	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
量の見込み	380	380	380	380	380

【量の見込みについて】

近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しています。

【確保方策および今後の方向性】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象とし、本市の保健師で対応します。

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭については、保健師及び家庭児童相談員等により継続的な支援を実施します。

⑥養育支援訪問事業

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【業務実績】

	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
訪問数（延べ）	回／年	—	—	93	212
実人数	人／年	—	—	40	52

【量の見込みと確保方策】

(単位：回／年)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	250	250	250	250	250

【量の見込みについて】

近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しています。

【確保方策および今後の方向性】

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭について、保健師や家庭児童相談員をはじめとする関係機関が連携を図りながら、必要な支援を行います。特に支援が必要な家庭の早期発見に努め、関係機関と連携して必要なサービスにつなげます。

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一定期間、養育・保護を行う事業です。

本事業には利用目的や時間帯などにより、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の事業形態があります。

【業務実績】

	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
延べ利用日数	日／年	12	79	8	25
箇所数	箇所	5	6	6	6

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日／年)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	30	30	30	30	30
確保方策	30	30	30	30	30
箇所数	6	6	6	6	6

【量の見込みについて】

近年の実績に基づき、量の見込みを設定しています。

【確保方策および今後の方向性】

現在、市外6か所の施設に事業を委託しています。事業の周知を図り、現状の受け入れ体制を継続します。

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。

具体的な援助活動としては、保育施設までの送迎や放課後等における子どもの預かり、冠婚葬祭・買い物等の私用の際の一時預かりなどがあります。

【業務実績】

	単位	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
提供会員	人	164	157	159	165
依頼会員	人	159	159	176	193
活動件数	件／年	809	328	386	264

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日／月)	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
量の見込み	400	400	400	400	400
確保方策	400	400	400	400	400
箇所数	1	1	1	1	1

【量の見込みについて】

近年の実績を元に、今後の利用者増を勘案して量の見込みを設定しています。

【確保方策および今後の方向性】

多様化する子育てに関するニーズに対応するため、今後、さらなる提供会員の確保と人材の育成に取り組むとともに、市広報紙や市ホームページなどを通じて、事業の周知を図ります。

⑨一時預かり事業

保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において、子どもを一時的に預かる事業です。

【業務実績】

(単位：人日／年)	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
幼稚園型	13,653	7,420	6,936	6,070
幼稚園型以外	603	610	437	330

【量の見込みと確保方策】

※幼稚園型

(単位：人日／年)	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
量の見込み	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
確保方策	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000

※幼稚園型以外

(単位：人日／年)	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
量の見込み	350	350	350	350	350
確保方策	350	350	350	350	350

【量の見込みについて】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、2018 年の実績に近い数字を 5 年間の量の見込みとして設定しています。

【確保方策および今後の方向性】

事業の周知を図り、現状の受け入れ体制を継続していきます。

⑩延長保育事業

保護者の就労時間や勤務時間の確保のため、保育所における通常の利用時間を超えて、さらに 30 分以上、保育時間の延長を行う事業です。

【業務実績】

(単位：人／年)	単位	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
保育所数	園	21	21	20	20
短時間	園	6	7	5	4
標準時間	園	18	19	17	18
利用実人数	人／年	7,469	8,238	8,735	6,972

【量の見込みと確保方策】

(単位：人／年)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
確保方策	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
箇所数	24	24	24	24	24

【量の見込みについて】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、近年の実績に基づいて量の見込みを設定しています。

【確保方策および今後の方向性】

現在、市内の保育所・認定こども園24園で実施しています。今後も現状の受け入れ態勢を維持し、ニーズに対応します。

⑪病児・病後児保育事業

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業です。

なお、本事業の類型としては、「病児対応型・病後児対応型」、「体調不良児対応型」、「非施設型（訪問型）」の3類型があります。

【業務実績】

	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
実施箇所数	箇所	1	1	1	1
定員数	人／日	4	4	4	4
延べ利用日数	人日／年	440	443	525	719

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日／年)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	800	900	1,000	1,000	1,000
確保方策	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
箇所数	1	1	2	2	2

【量の見込みについて】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、近年の実績と今後の利用者増を勘案して量の見込みを設定しています。

【確保方策および今後の方向性】

今後の利用者増を考慮し、受け入れ体制の拡充について検討していきます。

⑫放課後児童健全育成事業（放課後児童育成クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

【業務実績】

（単位：人／年）	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
実施個所数	箇所	12	13	12	12
利用実人数（1年生）	人／年	183	214	198	220
（2年生）	人／年	139	158	163	191
（3年生）	人／年	124	111	105	112
（4年生）	人／年	58	54	52	50
（5年生）	人／年		18	31	19
（6年生）	人／年		7	14	22
合計	人／年	516	575	575	626

【量の見込みと確保方策】

（単位：人／年）		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量 の 見 込 み	1年生	236	213	208	218	199
	2年生	190	207	187	182	191
	3年生	128	117	127	115	112
	4年生	85	82	74	81	73
	5年生	36	38	37	34	37
	6年生	23	24	26	25	23
	合計	698	681	659	655	635
箇所数		13	13	13	14	14
確保方策		700	700	700	700	700

【量の見込みについて】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、近年の実績と今後の利用者増を勘案して量の見込みを設定しています。

【確保方策および今後の方向性】

今後しばらくは利用希望者の増加が見込まれます。施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本市においては、妊娠届の時点から、乳児全戸訪問事業、乳幼児健診等にて相談支援を行うとともに、必要に応じて子育て支援サービスにつなぐ等、育児の孤立や不安感の解消に努めるとともに、広く市民に児童虐待防止に対する啓発と相談窓口等の周知を行うことで、児童虐待の予防・早期発見に取り組んでいます。

また、児童相談所や警察等、関係機関からなる「菊池市要保護児童対策及びDV対策地域協議会」を設置し、情報の共有や、支援方法の検討を行うことで関係機関の連携強化を図っています。

平成28年の児童福祉法の改正により、各自治体に子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う支援拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務として義務付けられたことから、その設置に向けた検討を行います。

また、体罰によらない子育て及び教育を推進するため、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、家庭や教育・保育関係者に向けた周知・啓発を推進します。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人ひとりの希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけではなく、働き方の見直しによる仕事と家庭生活、地域活動との調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくことが重要です。

特に県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取り組みの社会的評価の推進等の施策を実施していく必要があります。

本市では、平成31年3月に見直した「菊池市男女共同参画計画（改訂版）」に基づき、仕事と子育ての両立に関する市民・事業者への広報・啓発活動等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

【菊池市男女共同参画計画における、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の内容】

重点目標4) 男女の仕事と生活の調和が図れる環境づくり

■仕事と家庭・地域活動の両立支援

具体的な取り組み	内 容
育児・介護休業の取得促進	女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように、情報誌や機関誌、各種講座などにおいて情報提供に努めます。
育児・介護サービスの利用による仕事と家庭の両立支援	各種保育サービスや介護サービス、地域支援体制などの制度やサービスの周知に努め、サービスの利用を促すことにより、育児・介護の負担を軽減し、仕事と家庭の両立を支援します。
ワーク・ライフ・バランスに対する理解促進	広報誌や市のホームページ、パンフレット等を活用して、ワーク・ライフ・バランスについての考え方を広く市民に発信します。 各種講座・セミナー・研修会などの学習機会や、広報誌・ホームページ・情報誌などを活用し、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりを推進します。 市内の事業所に向けて、育児休業や介護休業、長時間労働の是正、休暇の取得促進といった、仕事と家庭の両立のための制度の周知に努めます。
男女共同参画の視点に立った子育て支援のための環境整備の促進	少子高齢化や人口減少社会支援のため男女共同参画の視点で「菊池市子ども・子育て支援事業計画」の推進に努め、地域子育て支援拠点事業などを充実させ、相談・交流、情報提供の場の拡充を進めます。

具体的な取り組み	内 容
多様なニーズに対応した保育サービスの拡充	「菊池市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、一時預かり・延長保育・病児病後児保育・子育てサポートセンター事業などを通し、多様なニーズに対応した保育サービスの拡充を図ります。
介護体制の拡充及び介護者支援の充実	「菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「菊池市障がい者計画及び障がい福祉計画」の推進に努め、各種介護サービスや高齢者福祉サービス・障がい者福祉サービスの充実を図ります。 相談事業や地域の見守り体制を拡充し、生きがいきりや高齢者の介護予防・認知症対策・障がい者の自立生活促進に取り組みます。 併せて、介護者の負担軽減を図るため、情報提供・相談指導・交流会・介護教室などを行います。
ひとり親家庭の自立支援	子育てと生計の担い手という役割を一人で負うひとり親家庭の負担を軽減し、親子ともに安定した生活を送れるよう自立支援を行います。

■男女共同参画に関するパートナーシップの推進

具体的な取り組み	内 容
育児、介護、福祉支援制度の推進	①育児・介護休業制度などの周知活動を充実させる ②介護サービスや福祉サービスの支援を充実させる ③子育て支援事業の情報提供を推進する ④育児支援制度を周知する ⑤男性の育児参加を促進させる

■仕事と家庭生活の両立の支援

具体的な取り組み	内 容
育児、介護休業制度などの周知と利用促進	①男女がともに仕事と子育て、介護の両立ができるように、事業者や就業者への育児、介護休業制度の周知を図る ②男性の育児、介護休業などの取得が促進されるよう啓発を図る
仕事と子育て、介護が両立できる環境づくり	①子育てや介護をしている人の負担を軽減し、社会全体で支えるという意識づくりにより、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくりに努める ②仕事と子育ての両立を支援するために、延長保育事業、一時保育事業、放課後保育事業などを推進する

6. 新・放課後子ども総合プランに基づく取組み

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」、及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業である「放課後子ども教室」の計画的な整備等を進めることを目的として2019年度から向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本市では、この「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き放課後児童クラブと放課後子ども教室の効果的な運営及び連携体制の構築について検討・推進を図ります。

(1) 放課後子ども教室と放課後児童クラブの今後の方向性

放課後子ども教室については、今後も、市内の子どもが放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、多様な体験・活動を楽しむことができるよう、実施体制及びプログラムの充実に取り組めます。

放課後児童クラブについては、今後しばらくは利用希望者の増加が見込まれます。施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

今後も放課後児童クラブの実施主体である子育て支援課と、放課後子ども教室の実施主体である生涯学習課との間で協議の場を設け、実施内容や体制面、一体的な実施に関する検討を行います。

(2) 特別な配慮を必要とする児童への対応

子ども一人ひとりの個性やニーズを把握し、集団活動のメリットを生かしながら、適切な支援を行うことができるよう、指導員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

また、小学校をはじめ関係機関との連携を密にし、保護者とも情報の共有を図ることで、支援体制の充実を確保します。

(3) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容に関する、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブの育成支援内容については、ホームページやリーフレット、広報等を活用し、利用者や利用を検討している保護者、地域住民等に周知し、地域に根差した放課後児童クラブの運営を目指します。

第6章 子どもの貧困に関する取り組み

1. 子どもの貧困に関する現状と課題

(1) 背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」（122万円）に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は15.6%となっています。そしてこれらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

本市の策定する子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの貧困対策計画についても一体的に策定することとし、本市の子どもとその保護者に向けた取組みを推進します。

(2) アンケート調査結果の概要

熊本県が平成29年度に実施した「子どもの生活実態調査」の菊池市の回答者の調査結果をもとに、市内の子どもの貧困の状況を確認しました。以下、貧困線を下回る層に属する回答者をⅠ層、それ以外の回答者をⅡ層と区分し、調査結果の集計・分析を行っています

■調査期間：平成29年6月12日～平成29年7月12日

■調査対象者

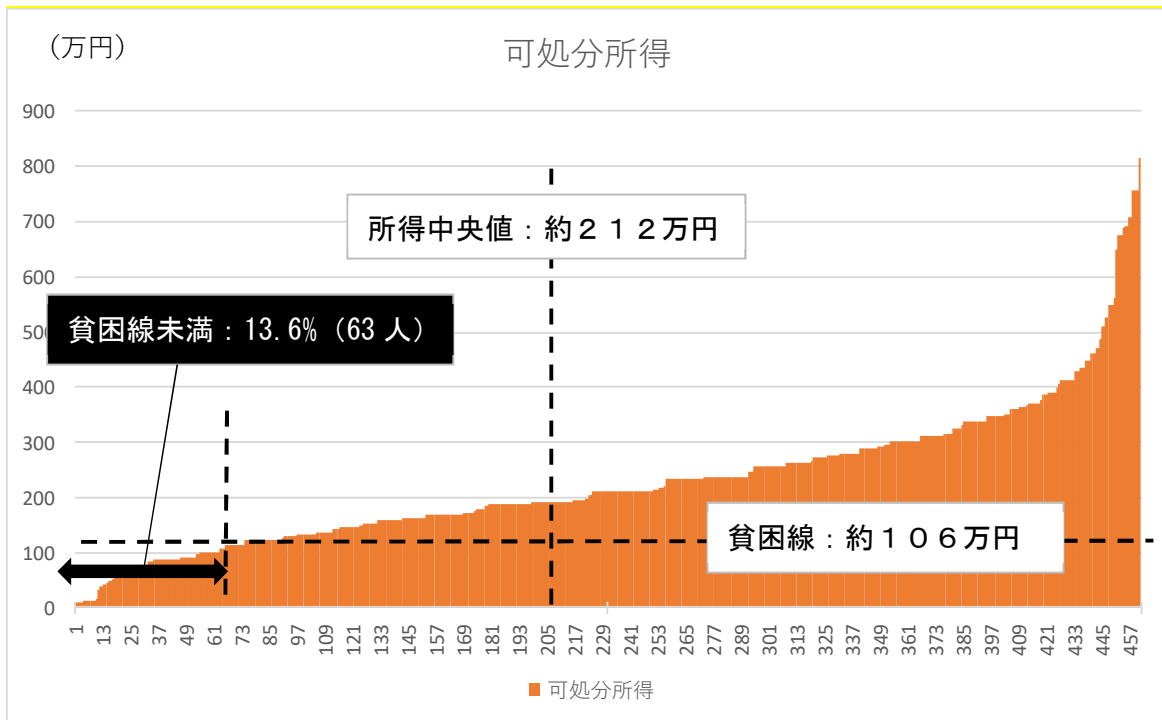
		対象者数（人）	回答数 （件）	回答率
小学5年生	保護者	9,216	6,953	75.4%
	子ども	9,216	6,969	75.6%
	計	18,432	13,992	75.5%
中学2年生	保護者	8,959	6,204	69.2%
	子ども	8,959	6,215	69.4%
	計	17,918	12,419	69.3%
全体		36,350	27,526	75.7%

①相対的貧困の設定

当該調査では、保護者向けアンケートの次の2つの設問により「経済的に困窮していると思われる世帯」を判定し、基準とするための世帯収入を設定しました。算定につきましては、回答結果より①世帯の人員数と、②調査前年の世帯収入合計金額を基に行っています。

算出の結果、本市の「経済的に困窮していると思われる世帯」は、有効回答者数 581 件のうち 63 件となり、回答者全体に占める割合は 13.6%となりました。なお、今回の判定基準は県の調査結果に基づく調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。

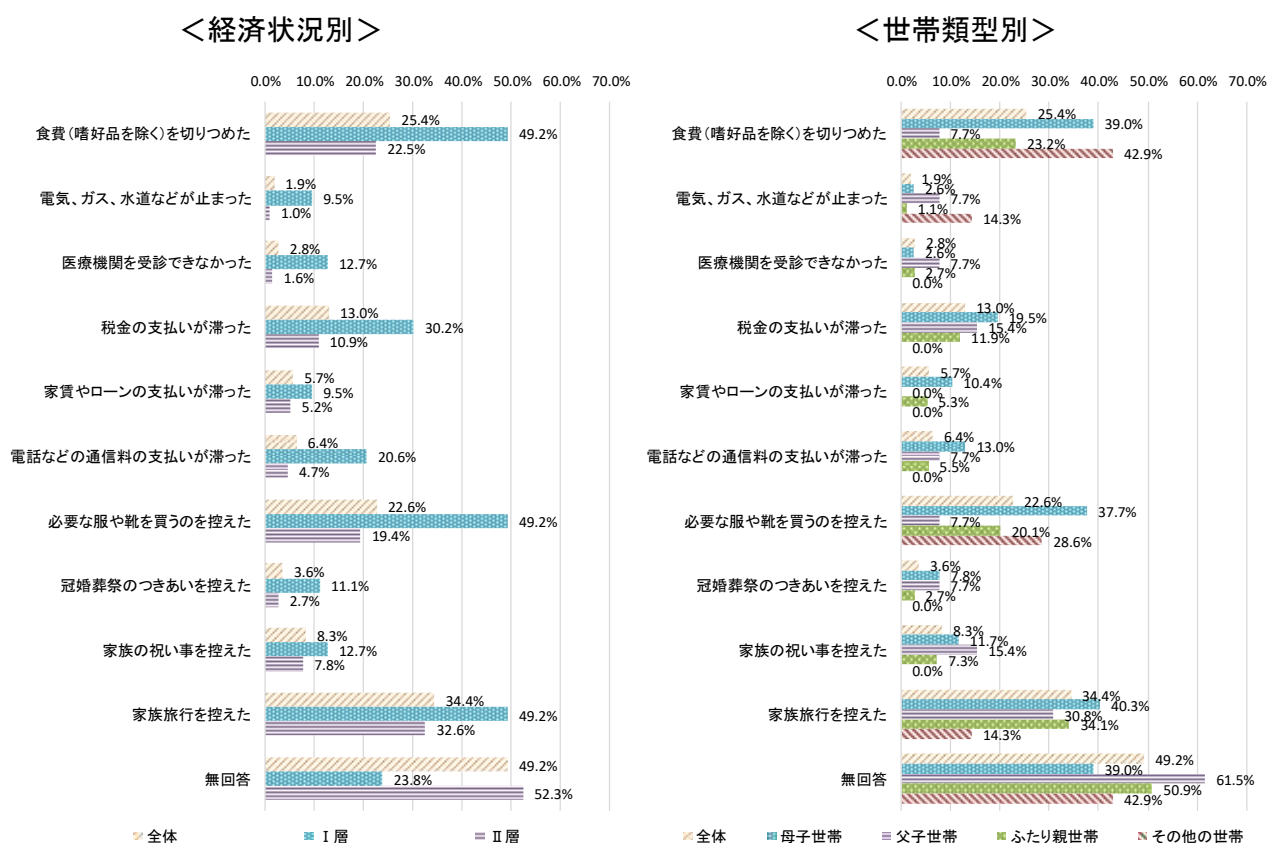
【相対的貧困世帯の状況】



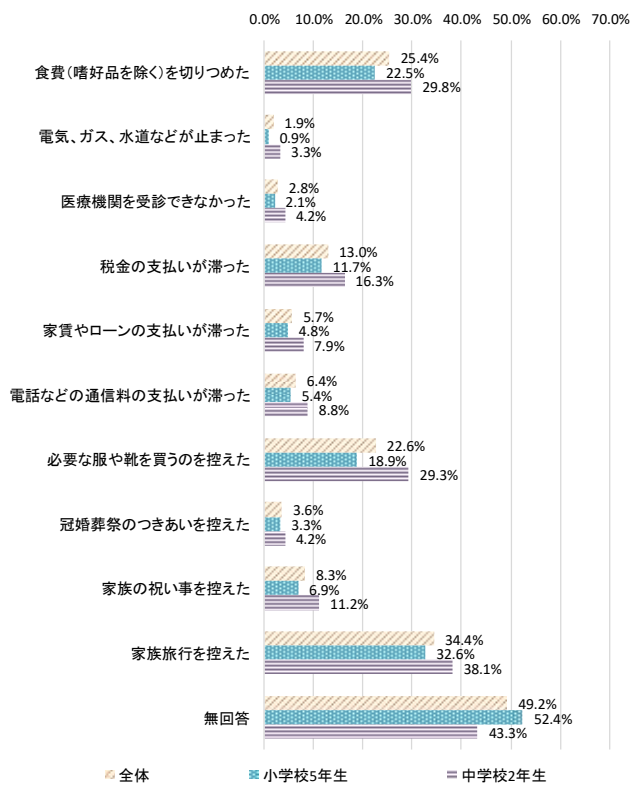
②調査結果

■経済的な理由で、次のような経験をしたことがありますか。(保護者回答)

- 回答者全体では、「家族旅行を控えた」が34.4%で最も高く、「食費（嗜好品を除く）を切りつめた」が25.4%、「必要な服や靴を買うのを控えた」が22.6%の順に高くなっている。
- 経済状況別にⅠ層とⅡ層の間で差が大きい項目に着目すると、Ⅰ層において全ての項目でⅡ層よりも割合が高くなっているが、特に、Ⅰ層で「電気、ガス、水道などが止まった」が9.5%、「医療機関を受診できなかった」が12.7%、「必要な服や靴を買うのを控えた」が49.2%存在するなど、経済的な困難が、生活の基盤である衣食住や健康を守るための医療などの局面で大きな影響を与えていることが分かる。
- 世帯類型別にふたり親世帯、母子世帯、父子世帯との間で差が大きい項目に着目すると、母子世帯において「家族旅行を控えた」、「必要な服や靴を買うのを控えた」が4割程度となっており、他の世帯よりも割合が高くなっている。
- 学年別に小学校5年生と中学校2年生の間で差が大きい項目に着目すると、中学2年生で「必要な服や靴を買うのを控えた」の割合が高くなっている。



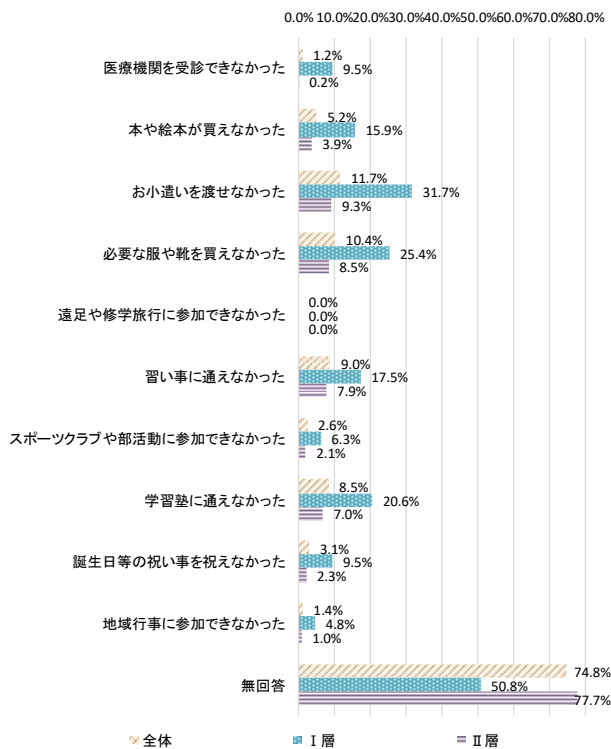
<学年別>



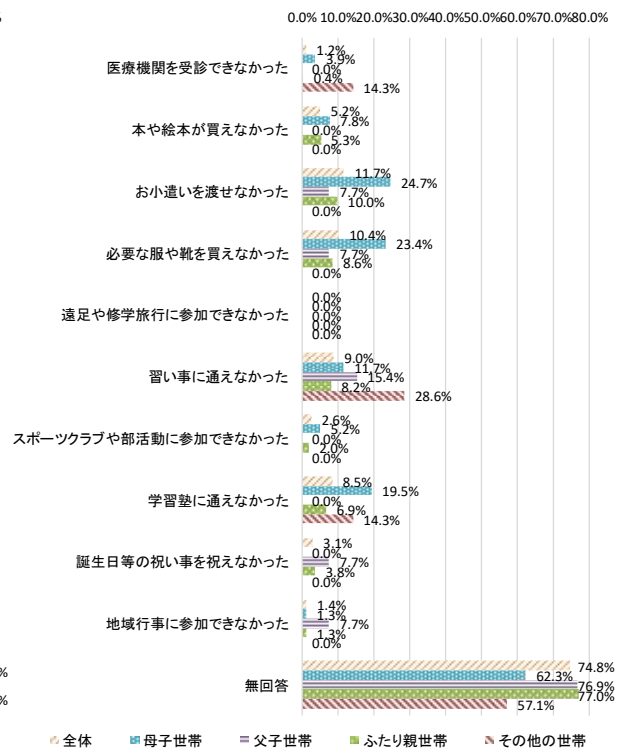
■経済的な理由で、お子さんが希望したにもかかわらず、次のような経験をしたことがありますか。(保護者回答)

- 回答者全体では、「お小遣いを渡せなかった」が11.7%で最も高く、「必要な服や靴を買えなかった」が10.4%、「習い事に通えなかった」が9.0%、「学習塾に通えなかった」が8.5%の順に高くなっている。
- 経済状況別にⅠ層とⅡ層の間で差が大きい項目に着目すると、Ⅰ層において全ての項目でⅡ層よりも割合が高くなっているが、特に、Ⅰ層で「医療機関を受診できなかった」が9.5%、「誕生日等の祝い事を祝えなかった」が9.5%、「本や絵本が買えなかった」が15.9%、「学習塾に通えなかった」が20.6%、「習い事に通えなかった」が17.5%、「必要な服や靴を買えなかった」が25.4%存在するなど、経済的な困難が、生活の基盤である衣食住や健康を守るための医療、子どもの学習・文化的環境などの局面で大きな影響を与えていることが分かる。
- 世帯類型別にふたり親世帯、母子世帯、父子世帯との間で差が大きい項目に着目すると、母子世帯において「お小遣いを渡せなかった」「必要な服や靴を買えなかった」の割合が2割を超えており、他の世帯に比べて高くなっている。
- 回答割合が高い上位3項目について、小学校5年生の保護者は、「習い事に通えなかった」が9.0%で最も高く、「必要な服や靴を買えなかった」が8.7%、「お小遣いを渡せなかった」が8.4%の順に高くなっているのに対し、中学校2年生の保護者は、「お小遣いを渡せなかった」が17.2%で最も高く、「必要な服や靴を買えなかった」が14.0%、「習い事に通えなかった」が8.8%の順に高く、小学校5年生と中学校2年生の保護者とで回答傾向に差異が見られた。

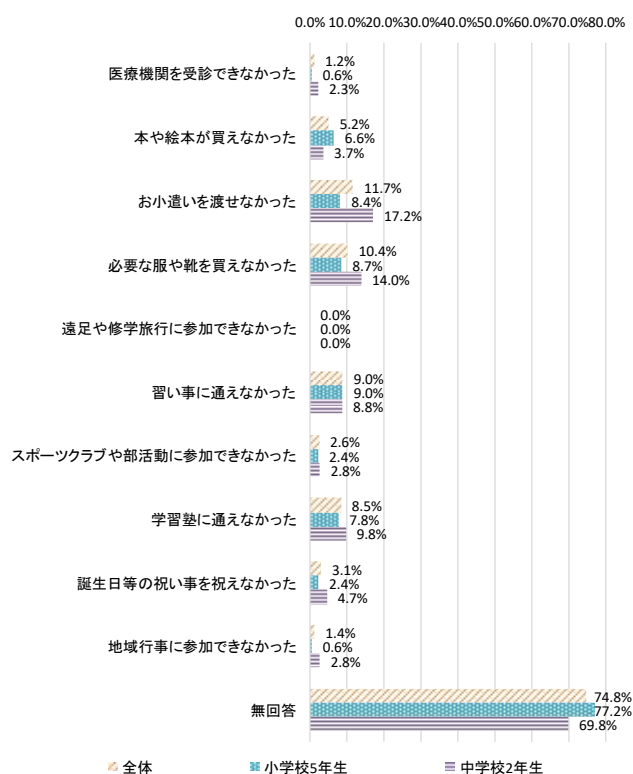
＜経済状況別＞



＜世帯類型別＞



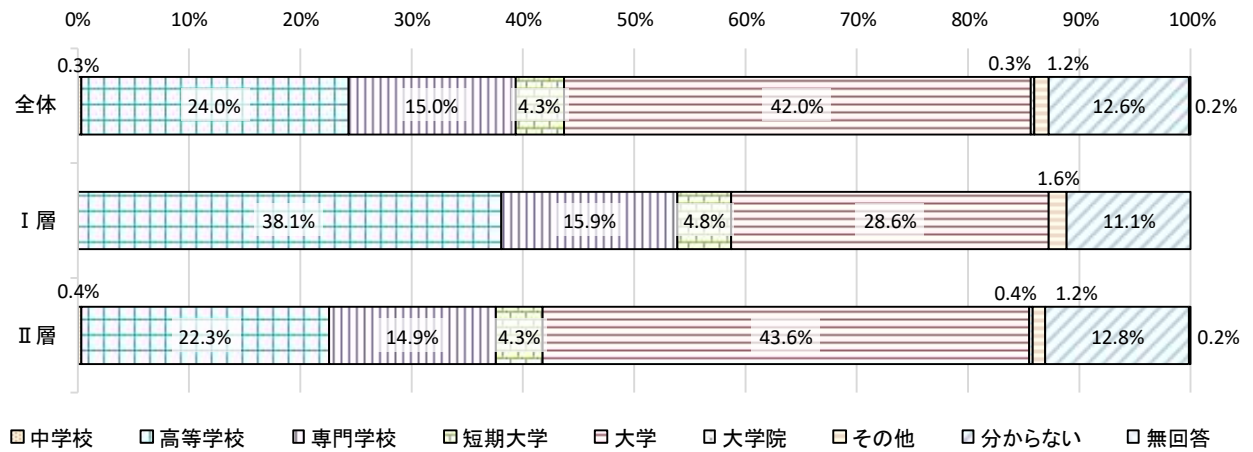
<学年別>



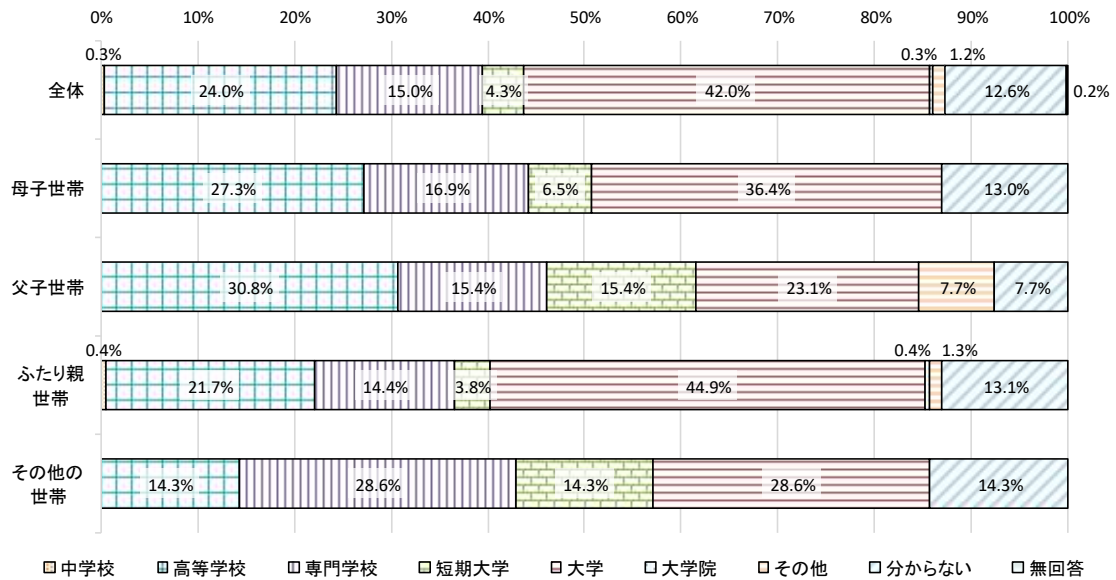
■お子さんをどの学校まで進学させたいと希望されていますか（保護者回答）

- 回答者全体では、「大学」が42.0%で最も高く、「高等学校」が24.0%、「専門学校」が15.0%の順に高くなっている。
- 経済状況別にⅠ層とⅡ層の間で差が大きい項目に着目すると、Ⅰ層で「高等学校」の割合が高く、Ⅱ層で「大学」の割合が高くなっている。
- 世帯類型別にふたり親世帯、母子世帯、父子世帯との間で差が大きい項目に着目すると、母子世帯及び父子世帯で「高等学校」の割合が高く、母子世帯及びふたり親世帯で「大学」の割合が高くなっている。
- 学年別に小学校5年生、中学校2年生との間で差が大きい項目に着目すると、中学校2年生において「高等学校」の割合が高くなっている。

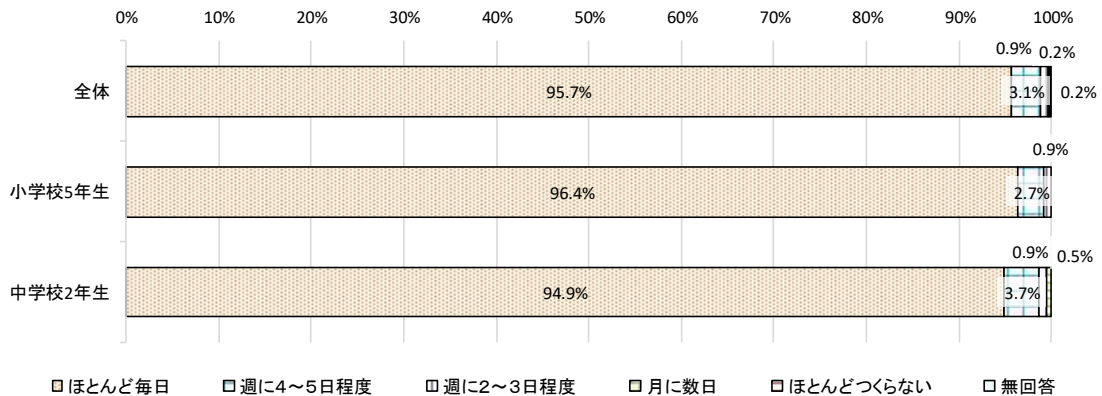
<経済状況別>



<世帯類型別>



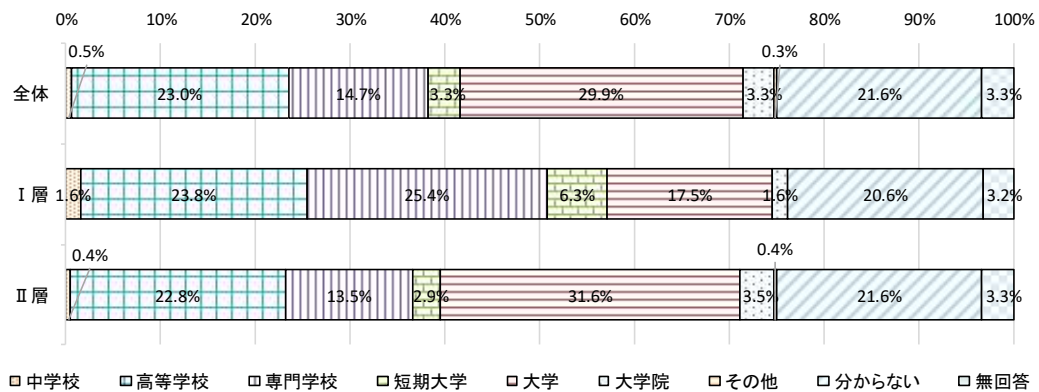
<学年別>



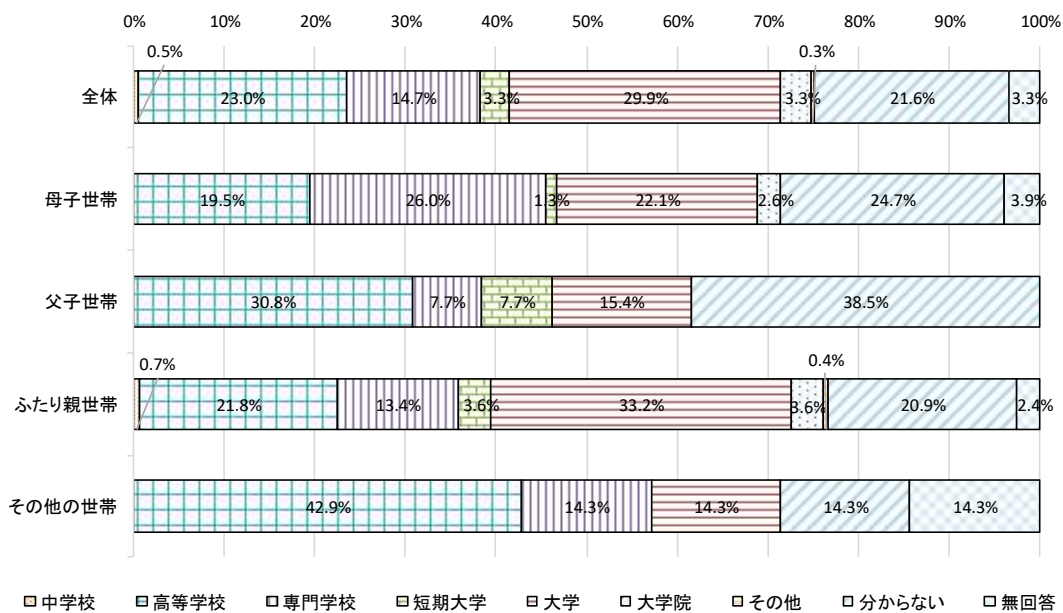
■あなたは将来どの学校まで進学したいですか（子ども回答）

- 回答者全体では、「大学」が29.9%で最も高く、「高等学校」が23.0%、「分からない」が21.6%の順に高くなっている。
- 経済状況別にⅠ層とⅡ層の間で差が大きい項目に着目すると、Ⅰ層で「専門学校」の割合が高く、「大学」の割合が低くなっている。
- 世帯類型別にふたり親世帯、母子世帯、父子世帯との間で差が大きい項目に着目すると、父子世帯で「高等学校」の割合が高く、「大学」の割合が低くなっている。
- 学年別に小学校5年生、中学校2年生との間で差が大きい項目に着目すると、中学校2年生で「高等学校」の割合が高くなっている。

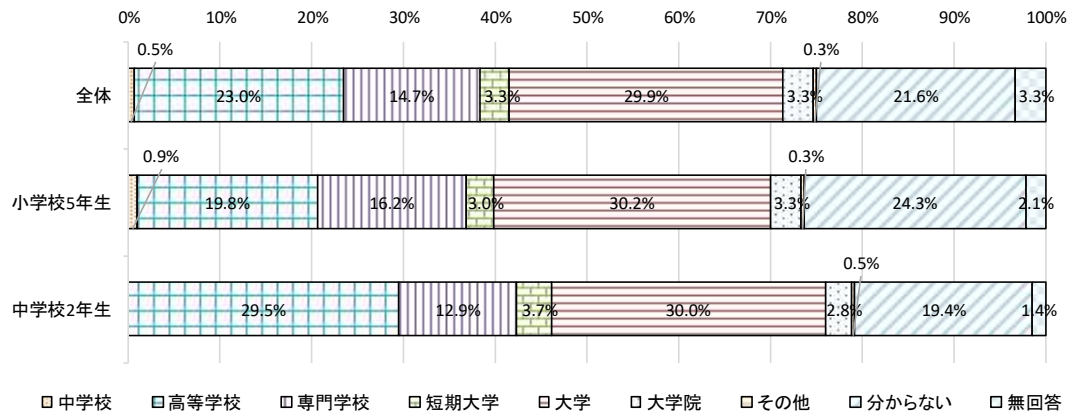
<経済状況別>



<世帯類型別>



＜学年別＞



2. 取り組みの方向性

(1) 将来像

本市の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、市民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

市民・関係団体・関係機関等が連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取り組みの推進に努めます。

(2) 基本方針

前項に掲げた将来像の実現のために、4つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

基本方針1 教育の支援
<p>子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。</p> <p>貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受け、生涯にわたって必要な知識や能力を習得することができるよう、保育所等及び学校の体制整備と公的な支援を行います。また、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないように、支援の充実を図ります。</p>
基本方針2 生活・就労の支援
<p>子どもの生活は、保護者や同居者の就労状況や暮らしに大きく左右されてしまい、また、子どもの健康や生活習慣の悪化がさらなる生活困難につながってしまう悪循環が見られます。</p> <p>生活が困難な状況にある子どもを支援するため、必要な日常生活習慣を身に付けられるよう支援を行います。</p> <p>また、親子ともに健やかな生活を送ることができるよう、必要な経済的援助を行うとともに、保護者の就労支援を行うほか、子ども・若者に対しても就労への支援の充実を図ります。</p>
基本方針3 経済的支援
<p>様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。</p> <p>本市においても、子育て、教育、医療などの支出に対して負担感や不安感を感じる人が多くなっています。</p> <p>経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、教育・保育や進学にかかる費用の軽減のほか、各種手当や医療費助成等の適切な支給を推進します。</p>
基本方針4 連携体制等の構築
<p>子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。また、貧困世帯は、地域社会からの孤立や理解者の不在等により連鎖が続くことも懸念されます。</p> <p>子どもやその世帯のSOSに気づくため、地域全体で問題や困りごとを発見できる環境の整備を進め、関係機関・団体との連携・協力を図りながら、発見・支援のためのネットワークを構築するとともに、必要な支援に迅速につなげることができる体制を整備します。</p>

3. 取り組みの内容

(1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を解消するために、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォーム※₁と位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係部門等との連携、地域の人材を活用した学びの場づくり、就学前教育・保育支援などを通じて、総合的に対策を推進します。

また、保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、子どもの成育環境や教育・保育体制の整備、改善充実を図ります。

さらに、教育の機会均等を保障するため、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

①学校教育の充実

施策	内容
教職員に対する啓発	子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置付けや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための情報提供等による啓発を図っていきます。
キャリア教育に関する学習	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。
乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へと子どもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、幼・保・小・中連携会議等をはじめ、子どもの成長を切れ目なく支援します。

②学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

施策	内容
専門職の力を活用した相談体制の充実	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラー※ ₂ やスクールソーシャルワーカー※ ₃ 等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。

* 1 プラットフォーム：あるものを動かすために必要な、土台となる環境のこと。

* 2 スクールカウンセラー：学校において児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、保護者や教職員に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられ、SCと略される。

* 3 スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童の友人、学校、地域への働きかけや、公的機関との連携といった福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などの他、教職や福祉の経験者が就く場合もある。SSWと略す。

施 策	内 容
学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、教育委員会、福祉課などが連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。

③地域の人材を活用した学びの場づくり

施 策	内 容
多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した、より参加しやすい多世代交流を推進することで子どもの広い学びや安心できる居場所づくりを支援します。

④就学前教育・保育の充実

施 策	内 容
就学前教育・保育の質の向上	幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。
多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育など保育サービスの充実に取り組みます。

⑤就学支援の充実

施 策	内 容
就学援助制度等の周知の拡充	就学援助制度や菊池市奨学金、また、平成30年度よりスタートした返済不要の給付型奨学金制度等により、子どもの就学支援を行っていきます。 就学援助の一層の充実を図るため、小・中学校における周知に加え、広報誌やホームページ等を活用して広報に取り組みます。

⑥学習支援の充実

施策	内容
学習支援の推進	生活に困っている世帯やひとり親世帯に対し、関係機関と連携し、学習支援を行い、貧困の連鎖の防止に努めます。

(2) 生活・就労の支援

保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、相談事業の充実や情報提供を図るとともに、また、子どもの生活の支援として、地域力を活かした居場所づくりや、食育など成長段階に応じた切れ目のない支援を実施します。

貧困の状況にある世帯の生活を安定させるために、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを行うとともに、ひとり親家庭の親の学び直しや資格取得の支援やハローワークと連携した就労機会の確保、離職者等に対する就業相談等に関する情報提供を行います。

また、貧困の連鎖を防止するために、子どもに労働に対する意識を持たせ、就業相談等の就労支援に取り組みます。

①子どもたちの居場所づくり

施策	内容
放課後児童クラブの内容充実	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等と連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。 また、ひとり親や兄弟の保育料減免等による経済的支援や子どもの安全な居場所の提供、保護者の就労支援を行っていきます。
多世代交流の推進【再掲】	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した、より参加しやすい多世代交流を推進することで子どもの広い学びや安心できる居場所づくりを支援します。
親子で過ごせる居場所づくり	地域子育て支援拠点施設において、親子が集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う親子の居場所の提供を行います。

②子どもや親の健康・生活への支援

施策	内容
子どもの発育・発達の支援	すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進します。また、発達・発育に課題を抱えている子どもの支援の充実に取り組みます。
成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた、食に関する学習機会の提供を推進します。また、学校や地域と連携した食文化の継承や感謝の心を育む食育の取組などを推進します。 また、子どもの発育状況、栄養状況を把握し、個々に応じた栄養指導の充実を図ります。
ひとり親への日常生活支援	ひとり親日常生活支援事業や養育支援訪問事業により、日常生活を支援する事により、生活の安定や雇用及び就労の支援を行います。

③子どもの将来に向けた支援の充実

施策	内容
キャリア教育に関する学習【再掲】	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。
職場体験の推進	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学生等を対象に、職場体験を実施します。
子どもの就労支援	すべての子どもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、相談等に対し、菊池市くらしサポートセンター（福祉課内）やハローワークと連携し、就業相談や情報提供等に努めます。

④保護者の就労支援

施策	内容
保護者の就労支援	菊池市くらしサポートセンターやハローワーク等と連携し、情報提供、就職相談などを行います。
ひとり親家庭等の自立支援	母子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給等により、資格取得を支援し、ひとり親家庭等の経済的な自立の支援に努めます。また、ハローワーク等と連携し、就労支援に取り組みます。

⑤保護者の健康確保

施策	内容
保護者の健康面に対する専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談の実施に努め、保護者の健康に関する不安を解消します。

⑥暮らしへの支援

施策	内容
相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	保護者が抱える様々な生活に関する問題について、菊池市くらしサポートセンターをはじめ、関係機関が連携して相談に応じます。また、養育の不安を抱える家庭に対して養育支援訪問を実施し、育児支援を行います。
住まい確保のための支援	生活困窮世帯に対して、生活困窮者自立支援法の規定に基づく住居確保給付金を支給します。

(3) 経済的支援

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、法律等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。

また、生活困窮世帯等に対して、教育費、生活費等の減免により、経済的な支援を行います。

①生活を支える経済的な支援

施策	内容
子育て世帯への経済的な支援	子育ての経済的な負担を軽減するため、中学校3年生までの子どもの医療費の助成、多子世帯及び生活困窮世帯の保育料の負担軽減などの支援に取り組みます。
ひとり親家庭等への経済的な支援	各種手当等の支給やひとり親家庭等の医療費の助成、保育料の負担軽減などに取り組みます。また、貸付金に関する相談や情報提供を行います。
生活に困難を抱えている世帯への経済的な支援	生活困窮世帯などに対して、生活保護制度をはじめ、関係機関と連携し教育資金などの貸付や奨学金による支援を行います。また、低所得者世帯などが保育施設等を利用する際の保育料の負担軽減などの支援に取り組みます。

(4) 連携体制等の構築

子どもの貧困対策には、貧困の状況にいる子ども、貧困の状況に陥る恐れのある子どもに対し、早期かつ一貫性があり、切れ目のない支援体制の確立が必要とされています。

国が示す3つの「つなぐ」※と地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど、子どもの成長・発達段階に応じて、切れ目なく教育と福祉をつなぎ、関係行政機関、地域などもつなぐための支援体制を整備します。

※国が示す3つの「つなぐ」（「子供の貧困対策に関する大綱」より）

- ①子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぐ」
- ②教育と福祉を「つなぐ」
- ③関係行政機関、企業、自治会などを「つなぐ」

①相談体制の整備・充実

施策	内容
総合的な児童虐待防止の推進	子育て支援課を子どもの虐待対策の総合相談窓口とし、保育園等、学校、医療機関、関係行政機関、その他関係団体等との連携を強化します。また、必要に応じて、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するほか、養育支援訪問事業等を活用し、適切な支援を行います。
妊娠期からの切れ目のない支援	子育て世代包括支援センター「きくぴあ」において、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援し、子育てに関する相談に対して、ワンストップサービスを提供します。
相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。

②地域との連携

施策	内容
子ども食堂との連携	地域で開設されている子ども食堂に対して、情報提供や情報交換を行い、必要に応じて支援に繋げるとともに、広報等を通して活動の支援を行います。

第7章 計画の推進体制

1. 計画の推進

子育てについては、家庭はもちろんのこと、行政や事業者、地域、福祉関係部署関係機関など、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら取り組む必要があります。

本計画の基本理念である「地域の力で のびのび きくちっ子」の実現に向けて、関係機関が一体となり、連携・協働を図るとともに、市民や事業者の自主的な活動を積極的に支援していきます。

また、菊池市子ども・子育て会議による計画の進行管理やホームページへの掲載等により、計画の実効性を高めていきます。

2. 計画の達成状況の点検・評価

本計画においては、「菊池市子ども・子育て会議」において、毎年度、点検・評価を行い、計画の進行管理を行うとともに、市民の視点に立ち、委員の意見を踏まえ、施策の改善につなげていきます。

また、国の制度や社会状況等の変化によって、本計画における量の見込みに大きな変動が生じた場合には、必要に応じて見直しを行っていきます。

